

石田館ノ所在

大串村

國香館址

石田館址

殘障存ス

承平五年二月是月

八四〇

宮、東臺、稻荷脇、土手外、三ヶ尻、北船熊、南船熊、山ノ神、前畑、前田、石標、峯ノ下、桑原ト云フ、中世石田氏アリ、此地ヨリ出デシトゾ、又承平中、平國香據ル所ノ石田館ハ、此村ニアリシトイヘリ、元祿十五年ノ石高七百九十一石二斗六升一合、後東石田村ト云フ、

大串於保、當鄉村隣邑ニテ、大寶村ノ南ニアリ、其小名ヲ大手、古屋敷、六反田、株木、入宇田、高田、杉下、境、八龍神、前田、陣屋、平沼、關下、富士、百竝、大手、灰室、谷田、柳原、澁田、柳町、平沼、新田ト云フ、將門記ニ大串ノ名ミエ、鹿島富有注文ニ下妻庄大串郷トアリ、元祿十五年ノ石高五百六十七石八斗二升七合、

〔新編常陸國誌〕八 平國香館址 眞壁郡石田村ハ國香ガ居宅ノ地ナリ、和漢合圖云、以下原文

石田館址 補、眞壁郡東石田村矢田ト、筑波郡大島村糸川トノ間ニアリ、東西大約三町、南北二町許、土壘斷續シテ各所ニ存ス、其大島村ニ屬スル地ハ、陸田ニシテ、本村ノ部ハ水田タリ、北方殘障アリ、猶水ヲ瀦ス、南方石橋アリ、眞壁町ヨリ下妻町ニ通ズル里道ニ架ス、即チ當年ノ遺物ナリ、此地内外共ニ開谿平坦ノ耕地ニシテ、東ハ櫻川ヲ繞ラシ、筑波山ニ對シ、西北ハ野州ノ

國香ノ自  
殺後館廢

忠平ニ從  
ヒ白川ニ  
テ歌ヲ詠

承平四年  
十二月二  
十一日貫  
之居館ヲ  
出ヅ

新司ヨリ  
解由ヲ受  
ク乘船ノ  
處ニ赴ク

藤原時實  
錢別ス

諸山ヲ望ム、承平中、平國香之ニ居ル、五年乙未二月、平將門來リ攻メ、國香自  
殺シテ館廢ス、將門記、古本年代トイヘリ、

前土佐守紀貫之歸京ス、

〔紀貫之集〕七 賀部 延長八年、土佐の國に下りて、承平五年、京に上りて、左の

百草の花のかけまてうつしつゝおともかはらぬ白川の水

〔土左日記〕

○宮内省圖書寮本

おともすなる日記といふものを、むなもして

みむとてするなり、それのどしのしはすのはつかあまりひとひのひのいぬのときにかとてす、そのよしいさゝかにもものにかきつく、あるひとあかたのよとせいつとせはてゝ、れいのごとゝもみなしをへて、げゆなどゝりて、すむたちよりいてゝ、ふねにのるへき所へわたる、かれこれしるしらぬおくりす、としころよくみへつる人々なん別かたくおもひて、日しきりに（ナシ）とかくしつゝのゝしるうちに、よふけぬ、

廿二日に、いつみのくにまでと、たひらかに願たつ、ふちはらのときさね、ふなちなれとむまのはなむけす、かみなかしも、ゑひすきて、いとあやしく、し

承平五年二月是月

八四一



八木康教  
來訪ス

承平五年二月是月

八四二

國分寺ノ  
講師錢別

ほうみのほとりにて、あされあへり、  
廿三日、やきのやすのりといふひとあり、このひとくに、かならずしもい  
ひつかふものにもあらさなり、これをたはしきやうにてむまのはなむ  
けたる、かみからにやあらむ、くにひとのこゝろのつねとして、いまはこ  
てみへさなるを、こゝろあるものは、ちすになんきける、これはものによ  
りて、ほんるにしもあらず、

廿四日、講師むまのはなむけしにいてませり、ありとあるかみしもわらは  
またゑひしれて、一文字をたにしらぬものしか、あしは十文字にふみてそ  
あそふ、

新司送別  
クノ宴ヲ設

廿五日、かみのたちより、よひにふみもてきたなり、よはれていたりて、ひ  
とひ、よひとよ、とかくあそふやうにてあけにけり、

廿六日、なをかみのたちにてあるし、のしりて、郎等までにものかつけ  
たり、からうたゑあけていひけり、やまどうた、あるしも、まらうとも、こ  
人もいひあへりけり、からうたはこれにえからず、やまどうた、あるしのか  
みのよめりける、

詩歌ヲ贈  
答ス

都いて、君にあはむとこし物をこしかひもなくわかぬるかな  
となんありければ、かへるさきのかみのよめりける、

白妙の浪ちをとをくゆきかひてわれに、へきはたれならなくに  
こと人々のもありければ、さかしきもなかるへし、とかくいひて、さきのか  
み、いまのも、もろともにおりて、いまのあるしも、さきのも、てとりかはして、  
ゑひことに心よけなることして、(朱書入)にけり、

廿七日、おほつよりうらともさしてこきいつ、かくあるうちに、京にてうま  
れたりしをんなこ、くに、てにはかにうせにしかは、このころのいてたち  
いそきもみれど、なにこともいはす、京へかへるに、をんなこのなきのみそ  
かなしひこふる、ある人々もえたへす、このあひたに、ある人のかきていた  
せるうた、

都へとおもふをもの、かなしきはかへらぬ人のあればなりけり

またある時には、

あるものとわすれつゝなをなき人をいつらとふそかなしかりける  
といひけるあひたに、かこのさきといふ所に、かみのはらから、またこと人

承平五年二月是月

八四三

大津ヨリ  
浦戸ニ向

女兒ノ哀  
悼歌ヲ詠

新司ノ兄  
弟等鹿兒  
崎ニ來ル



これかれ、さけなにもておひきて、いそにおりゐて、わかれたきことをいふ、かみのたちの人々のなかに、このきたる人々を、心あるやうにはいはれほのめく、かく別かたくいひて、かの人々の、くちあみも、ろはちにて、このうみへにてになひいたせるうた、

おしとおもふ人やとまるどあしかものうちむれてこそわれはきにけれ  
といひてありければ、いといたくめて、ゆく人のよめりける、

さをさせとそこひもしらぬわたつみのふかき心を君にみるかな  
といふあひたに、かちどりもの、あはれもしらて、おのれしさをくらひつれば、やくいなんどて、しほみちぬ、風もふきぬへしとさはけは、ふねにのりなんどす、このをりに、ある人々を、りふしにつけて、からうたごも、どきに、つかはしきいふ、またある人、にしくになれど、かひうたなといふ、かくうたふに、ふなやかたのちりもちり、空ゆく雲もた、よひぬとそいふなる、こよひうらとにどまる、ふちはらのとささね、たちはなのすゑひら、こと人々おひきたり、

廿八日、うらとよりこきいて、おほみなとをおふ、このあひたに、はやくの

前任國司  
ノ子山口  
千峯 別

かみのこ、やまくちのちみね、さけよき物とも、てきて、ふねにいれたり、ゆくゆくのみくふ、

大港ニ泊  
ス大港ニ泊  
國醫師屠  
蘇酒ヲ贈

廿九日、おほみなとにどまれり、くすし、ふりはへて、どうぞ白散さけくはへてもてきたり、心さしあるに、たり、

承平五年  
正月元日  
船中ニテ  
新年ヲ祝

元日、なをおなしとまりなり、白散を、あるものよのまとて、ふなやかたにさしはさめりければ、かせにふきならさせて、うみにいれて、えのますなりぬ、いもし、あらめも、はかためもなし、かうやうの物、なきくになり、もどめしもをかす、た、おしあゆのくちをのみそすふ、このすふ人ひとのくちを、おしあゆもしおもふやうあらんや、けふは都のみそおもひやらる、こへのかとのしりくへなは、のよしのかしら、ひ、ら木ら、いかにそとそいひあへなる、

京都市中  
ノ裝飾ヲ  
想像ス

二日、なをおほみなとにどまれり、講師、ものさけをこせたり、

講師酒肴  
ヲ寄贈ス  
連日來訪  
者多シ

三日、おなし所なり、もしかせ浪のしはしとおしむ心やあらん、心もとなし、四日、かせふけは、えいてた、す、まさつら、さけよき物たてまつれり、このかうやうに、ものもてくる人、なをしもえあらて、いさ、けわさせさすもの



七日遙  
京都ノ白  
馬節會ヲ  
想フ住メ  
池ニ女ヨ  
ル鯉等  
ヲ贈ラシ  
テ等

承平五年二月是月

もなし、にきはしきやうなれとまくる心ちす、

五日、風やまねは、なをおなし所にあり、人々たえずとふらひにく、

六日、きのふのことし、

七日になりぬ、おなしみなどにあり、けふはあをむまをおもへとかひなし、  
たゝ浪のしろきのみそみゆる、かゝるあひたに、人のいへのいけとなある  
所より、こひはなくて、ふなよりはしめて、かはのも、うみのも、こどものも、  
なかひつにゝなひつゝけておこせたり、わかかなそけふをはしらせたる、う  
たあり、そのうた、

あさちふの野へにしあれは水もなきいけにつみつるわかなゝりけり  
いとをかしかし、このいけといふは、所の名なり、よき人のおとこにつきて、  
くたりてすみけるなり、このなかひつものは、みな人わらはまでにくれた  
れは、あきみちて、ふなこどもは、はらつゝみうちて、うみをさへおどろかし  
て、浪たてつへし、かくて、このあひたに、ことおほかり、けふわりこもたせて  
きたる人、そのなゝとそや、いまおもひいてむ、この人、うたよまむとおもふ  
心ありてなりけり、とかくいひゝて、なみのたつなることゝ、うるへいひ

八四六

幼兒ノ和  
歌ニ感ズ

てよめるうた、

ゆくさきにたつしら浪のこゑよりもをくれてなかわれやまさらむ  
とそよめる、いとおほこゑよりなるへし、もてきたる物よりは、うたはいか  
かあらん、このうたを、これかれあはれかれとも、ひとりもかへしせず、しつ  
へき人もましれゝと、これをのみいたかり、ものをのみくひてよふけぬ、こ  
のうたぬし、またまからすといひてたちぬ、ある人のこのわらはなる、ひそ  
かにいふ、まる、このうたのかへしせむといふ、おどろきて、いとおかしき事  
かな、よみてむやは、よみつへくは、はやいへかしといふ、まからすさて、たち  
ぬる人をまちてよまむとて、もどめけるを、よふけぬとにやありけむ、やか  
ていにけり、そもくいかゝよむたると、いふかしかりてとふ、このわらは、  
さすかにはちていはす、しるてとへは、いへるうた、

ゆく人もとまるもそてのなみたかはみきはのみこそぬれまさりけれ  
どなんよめる、かくはいふものか、うつくしければにやあらん、いとおもは  
すなり、わらはこことては、なにかはせむ、おんなおきなををしつへし、あし  
くもあれ、いかにもあれ、たよりあらはやらむとて、おかれぬめり、

承平五年二月是月

八四七



在原業平  
依リテ歌  
ナ詠ズ

大湊ヨリ  
奈半泊ニ  
向フ

時實等ニ  
別ル

承平五年二月是月

八四八

八日、さばる事ありて、なを<sup>(臣)</sup>おなし所<sup>(なり)</sup>こよひ月はうみにそいる、これをみて、  
なりひらの君の山のはにけていれすもあらなん<sup>(朱書)</sup>といふ歌なんおもほゆ  
る、もしうみへにてよまゝしかは、なみたちさへていれすもあらなむ<sup>(ん)</sup>とも、  
よみてましや、いまこのうたをおもひいて、ある人のよめりける、  
てる月のなかるゝみればあまの河いつるみなごはうみにさりける  
とや、

九日のつとめて、おほみなごより、なはのどまりをおはんとてこきいてけ  
り、これかれたかひにくにのさかひのうちはとて、みおくりにくる人、あま  
たかなかに、ふちはらのときさね、たちはなのすゑひら、はせへのゆきまさ  
らなん、みたちよりいてたうひしひより、こゝかしこにおひくる、この人々  
そ心さしある人なりける、この人々のふかき心さしは、このうみにもおと  
らさるへし、これよりいまはこきはなれてゆく、これをみくらむとてそ、  
この人どもはおひきける、かくてこきゆくまに、うみのほとりにさま  
れる人も、どほくなりぬ、ふねの人もみえすなりぬ、きしにもいふことある  
へし、ふねにもおもふことあれどかひなし、かゝれど、このうたをひとりにこ  
とにしてやみぬ、

とにしてやみぬ、

おもひやる心はうみをわたれどもふみしなればしらすやあるらむ<sup>(ん)</sup>

かくて、宇多のまつはらをゆきすく、そのまつのかすいくそはく、いくちと  
せへたりとしらすもどこに浪うちよせ、えたことにつるそとひかよふ<sup>(ナシ)</sup>  
おもしろしとみるにたへすして、ふなひとのよめるうた、

みわたせはまつのうれことにすむつるはちよのどちとそおもふへらなる

とや、このうたは、どこをみるにえまさらず、かくあるをみつゝこきゆく  
まに、く、やまもうみもみなくれ、よふけてにしひんかしもみえすして、て  
けのこと、かちどりの心にまかせつ、おのこもならはぬはいともこゝろほ  
そし、ましてをんなは、ふなそこにかしらをつきあて、ねをのみそなく、か  
くおもへは、ふなこかちどりは、ふなうたうたひて、なにともおもへらす、そ  
のうたふうたは、

はるのゝにてそ、ねはなく、わかすゝきに、できるくゝつんたるなを、おや  
ゝまほるらむ、しうとめやくふらん、かへらや、よんへのうなぬもかな、せ  
にこはん、そらことをして、おきのりわさをして、せにもゝてこす、おのれ

承平五年二月是月

八四九

宇多松原  
ヲ過グ

楫取等船  
歌ヲ詠フ



たにこす、

これならずおほかれ(ナシ)もかゝす、これらを人のわらふをきゝて、うみはあ  
るれども、心はすこしなき(朱書「き」)ぬ、かくてゆきくらしして、どまりにいたりて、おき  
なひとひとり、たうめひとり、あるかなかにこゝちあしみて、ものもの  
したはて、ひそまりぬ、

十日、けふはこのなはのどまりにとまりぬ、

十一日、あかつきにふねをいたして、んろつをおふ、ひとみなまたねたれば、  
うみのありやうもみへす、たゝつきをみて、そにしひんかしをはしりける、  
かゝるあひたに、みなよあけて、手あらひ、れいのことゝもして、ひるになり  
ぬ、いまし、はねといふところにきぬ、わかきわらは、この所のなをきゝて、は  
ねといふところは、どりのはねのやうにやあるといふ、またをさなきわら  
はのことなれば、ひとくゝわらふ、ときにありけるをんなわらはなん、この  
うたをよめる、

まことにてな(を)にきく所はねならはどふかこどくにみやこへもかな  
どそいへる、お(を)とも、をんなも、いかてとく京へもかなとおもふこゝろあ

奈半ニ泊  
ス室津ニ向  
フ室津ニ向  
ス羽根ニ著

童女ノ歌  
ニ依リテ  
更ニ亡兒  
道悼ノ歌  
ヲ詠ズ

文時維茂  
等ノ船奈  
良志津ヨ  
リ室津ニ  
著スノ妻  
貫之ノ水  
浴ス

旅中海神  
ニ恐レテ  
紅色ノ美  
服ヲ著セ  
ズ

れは、このうたよしとにはあらねど、げにとおもひて、ひとくゝわすれす、こ  
のはねといふところとふわらはのつる(朱書「つ」)てにそ、またむかしへひとをおも  
ひいてゝ、いつれのときにかわするゝ、けふはまして、はゝのかなしからる  
ゝことは、くたりしときの人のかすたらねは、ふるうたに、かすはたらてそ  
かへるへらなるといふことをおもひいてゝ、人のよめる、

よのなかにおもひやれともこをこふるおもひにまさるおもひなきかな

といひつゝなん、

十二日、あめふらす、ふん(を)とき、これもちか、ふねのをくれたりし、ならしつよ  
りむろつにきぬ、

十三日のあかつきに、いさゝかにあめふる、しはしありてやみぬ、をんなこ  
れかれ、ゆあみなとせむ(ん)とて、あたりのよろしき所におりてゆく、うみを見  
やれば、

くもゝみな浪とそみゆるあまもかないつれかうみとゝひてしるへく  
どなんうたよめる、さてどうかあまりなれば、つきおもしろし、ふねにのり  
はしめしひより、ふねにはくれなるこくよきゝぬきす、それはうみのかみ



齋日節忌  
ヲ行フ

精進落

十五日  
豆粥ヲ煮  
ズ

童女ノ詠  
歌

風波ノ爲  
メ御崎ヲ  
能過スル  
ハズ

承年五年二月是月

八五二

におちてといひて、なにのあしかけにこそつけて、はやのつまのいすしす  
しあはひをそ、こゝろにもあらぬはきにあげてみせける、

十四日、あかつきよりあめふれは、おなしどころにどまれり、ふなきみせち  
みず、さうしものなれば、むまときよりのちに、かちどりの<sup>うき</sup>きのふつりた  
りしたひに、せになければ、よねをとりかけて、おちられぬ、かゝることなほ  
ありぬ、かちどりまたゝひもてきたり、よねさけしは<sup>な</sup>く<sup>こ</sup>くる、かちどりけ  
しきあしからず、

十五日、けふあつきかゆにす、くち<sup>を</sup>しく、なほひのあしければ、るさるほど  
にそ、けふはつかあまりへぬる、いたつらにひをふれば、人々うみをなかめ  
つゝそある、めのわらはのいへる、

たてはたつるればまたあるふくかせとなみどはおもふとちにやあるらん  
いふかひなきものゝいへるに、い<sup>は</sup>し<sup>と</sup>につかはし、

十六日、かせなみやまねは、なほおなし所にどまれり、たゝうみになみなく  
して、いつしかみさきといふところわたらむ<sup>と</sup>のみなんおもふ、かせなみ  
<sup>(朱書)</sup>とにゝやん<sup>(お)</sup>へくもあらず、あるひとの、このなみたつをみて、よめるうた、

乗船後既  
ニ二十五  
日ヲ經過  
ス

仍ホ室津  
ニ泊ス

しもたにも<sup>(お)</sup>かぬかたそといふなれとなみのなかにはゆきそふりける  
さてふねにのりしひよりけふまでには、はつかあまりいつかになりけり、  
十七日、くもれるくもなく<sup>チシ</sup>なりて、あかつきつくよ、いともおもしろければ、  
ふねをいたしてこきゆく、このあひたに、くものうへも、うみのそこも、おな  
しこどくになん有ける、むへもむかしの<sup>(お)</sup>おとこは、さ<sup>(お)</sup>を<sup>(お)</sup>は<sup>(お)</sup>う<sup>(お)</sup>か<sup>(お)</sup>つ<sup>(お)</sup>な<sup>(お)</sup>み<sup>(お)</sup>の<sup>(お)</sup>う  
への月を、ふねは<sup>(お)</sup>おそ<sup>(お)</sup>ふ<sup>(お)</sup>う<sup>(お)</sup>み<sup>(お)</sup>の<sup>(お)</sup>う<sup>(お)</sup>ち<sup>(お)</sup>の<sup>(お)</sup>そ<sup>(お)</sup>ら<sup>(お)</sup>を<sup>(お)</sup>ど<sup>(お)</sup>は<sup>(お)</sup>い<sup>(お)</sup>ひ<sup>(お)</sup>け<sup>(お)</sup>む<sup>(お)</sup>き<sup>(お)</sup>ゝ<sup>(お)</sup>さ<sup>(お)</sup>れ<sup>(お)</sup>に<sup>(お)</sup>き  
けるなり、またある人のよめるうた、

みなそこのつきのうへよりこくふねのさを<sup>(お)</sup>にさはるはかつらなるらし  
これをきゝて、あるひとのまたよめる、

かけみれはなみのそこなるひさかたのそらこきわたるわれそわひしき  
かくいふあひたに、よやうやくあけゆくに、かちどりら、くろきくもにはか  
にいてきぬ、かせふきぬへし、みふねかへしてむさいひて、ふねかへる、この  
あひたに<sup>(お)</sup>あめ<sup>(お)</sup>ふり<sup>(お)</sup>ぬ<sup>(お)</sup>い<sup>(お)</sup>ど<sup>(お)</sup>わ<sup>(お)</sup>ひ<sup>(お)</sup>し、

十八日、なほおなし所にあり、うみあらければふねいたさす、このどまり、ど  
ほくみれども、ちかくみれども、いとおもしろし、かゝれども、くるしければ

承平五年二月是月

八五三



承平五年二月是月

八五四

なにこともおもほえず、おとことちは、こゝろやりにやあらん、からうたな  
といふへし、ふねもいたさていたつらなれば、ある人のよめる、

いそふりのよするいそにはとしつきをいつともわかぬゆきのみそふる

このうたはつねせぬひとのことなり、またひとのよめる、

かせによるなみのいそにはうくひすもはるもえしらぬはなのみそさく

このうたともをすこしよろしとさきゝて、ふねのをさしけるおきな、つきひ  
ころのくるしき心やりによめる、

たつなみをゆきはなかとふくかせをよせつゝひとをはかるへらなる

このうたともを、ひとのなにかといふを、あるひとさきゝふけりてよめり、そ

のうた、よめるもし、みそもしあまりなゝもし、ひとみなえあらてわらふや

うなり、うたぬしいとけしきあしくてえす、まねへともえまねはず、かけり

ともえよみあゑかたかるへし、けふたにいひかたし、ましてのちにはいか

ならん、

十九日、ひあしければ、ふねいたさす、

廿日、きのふのやうなれば、ふねいたさす、みなひとくうれへなけく、くる

しくこゝろもとなければ、たゝひのへぬるかすを、けふいくかはつかみそ  
かどかそふれば、およひもそなはれぬへし、いとわひし、よるはいもねす、  
はつかのよのつきいてにけり、やまのはもなく、うみのなかよりいてく  
る、かうやうなるをみてや、むかしあへのなかまるといひけるひとは、もろ  
こしにわたりて、かへりきけるときに、ふねにのるへきどころにて、かのく  
にひとむまのはなんけし、わかれをしみて、かしこのからうたつくりなご  
しける、あかすやありけん、はつかのよのつきいつるまでそありける、その  
つきは、うみよりそいてける、これを見てそ、ななまろのぬし、わかくにゝ、か  
ゝるうたをなむ、かみよゝりかみもよんたひ、いまはかみなかしも、ひと  
も、かうやうに、わかれをしみ、よろこひもあり、かなしひもあるときは、よ  
むとて、よめりけるうた、

あをうなはらふりさけみればかすかなるみかさのやまにいてしつきかも

とそよめりける、このくにひとさきゝしるましくおもほへたれとも、ことの

こゝろを、おとこともしにさまをかきいたして、こゝのことはつたへたるひ

とに、いひしらせければ、こゝろをやきゝえたりけん、いとおもひのほかに

承平五年二月是月

八五五



なんめてける、もろこしとこのくにとは、ごことなるものなれど、つきの  
かけはおなしことなるへければ、ひとの心もおなしことにやあらん、さて  
いま、そのかみをおもひやりて、あるひとのよめるうた、

みやこにてやまのはにみしつきなれどなみよりいてなみにこそいれ

室津ヲ發ス

舟子船歌ヲ詠フ

廿一日、うのときはかりにふねいたす、みなひとくのふねいつ、これをみ  
れば、はるのうみに、あきのこのはしもちれるやうにそありける、おほろけ  
の願によりてにやあらん、かせもふかす、よきひいてきてこきゆく、このあ  
ひたに、つかはれんとてつきてくるわらはあり、それかうたうふなうた、  
なほこそ、くにかたはみやらるれ、わかちへは、ありとしおもへは、か  
へらや、

どうたふそあはれなる、かくうたふをきつ、こきくるに、くろとりとい  
ふとり、いはのうへにあつまりをり、そのいはのもとに、なみしろくうちよ  
す、かちどりのいふやう、くろとりのもとに、しろきなみをよすこそいふ、こ  
のことは、なにどにはなけれども、ものいふやうにそきこへたる、ひとのほ  
とにあはねは、どかむるなり、かくいひつ、ゆくに、ふなきみなるひと、なみ

海賊復讐セントス  
トノ風説聞ユ

をみて、くによりはしめてかいそくむくるせんといふなることをおもふ  
うへに、うみのまたおそろしければ、かしらもみなしらけぬ、な、そちやそ  
ちは、うみにあるものなりけり、

わか、みのゆきといそへのしらなみといつれまされりおきつしまもり  
かちどりのいへ、

九歳ノ童歌ヲ詠ズ

廿二日、よんへのとまりより、ことまりをおひてゆく、はるかにやまみゆ、  
としここのつはかりなるをのわらは、としよりはをさなくそある、このわ  
らは、ふねをこくまに、やまもゆくともゆるをみて、あやしきことうた  
をそよめる、そのうた、

こきてゆくふねにてみればあしひきのやまさへゆくをまつはしらすや

とそいへる、おさなきわらはのことにてはにつかはし、けふうみあらけに  
て、いそにゆきふり、なみのはなさけり、あるひとのよめる、

なみどのみひとへにきけといろみればゆきとはなとにまかひけるかな

廿三日、ひてりてくもりぬ、このわたり、かいそくのおそりありといへは、か  
みほとけをいのる、

海賊ノ厄ヲ免ルコトヲ祈ル  
佛ニ神



海賊追ヒ  
來トノ情  
報頻リニ  
至ル  
賊難ヲ避  
ケンガ爲  
メ深夜船  
ヲ發ス  
道觸神ニ  
幣帛ヲ手  
向ク

承平五年二月是月

八五八

廿四日、きのふのおなしどころなり、

廿五日、かちどりらのきたかせあしといへは、ふねいたさす、かいそくおひ  
くといふこと、たへすきこゆ、

廿六日、まことにやあらん、かいそくおふといへは、よなかはかりよりふね  
をいたして、こきくるみちにあむけするところあり、かちどりして、ぬきた  
いまつらするに、ぬさのひむかしへちれば、かちどりのまうしてたてまつ  
ることは、このぬさのちるかたに、みふねすみやかにこかしめたまへさま  
うしてたてまつる、これをきゝて、あるめのわらはのよめる、

わたつみのちふりのかみにたむけするぬさのおひかせやますふかなん  
とそよめる、このあひたに、かせのよければ、かちどりいたくほこりて、ふね  
にほあけなどよろこぶ、そのををきゝて、わらはもをんなも、いつしかと  
しおもへはにやあらん、いたくよろこぶ、このなかに、あはちのたうめとい  
ふひとのよめるうた、

おひかせのふきぬるときはゆくふねのほてうちてこそうれしかりけれ  
とそていけのことにつけてつゝいのる、

淡路専女  
ノ歌

子日爪ヲ  
切ルヲ忌  
ム  
京都ヲ懐  
ヒテ小松  
若菜等ノ  
歌ヲ詠ズ

廿七日、かせふきなみあらければ、ふねいたさす、これかれかしこくなけく、  
おどこたちのこゝろなくさめに、からうたに、目をのそめはみやことほし  
などいふなること、のさまをきゝて、あるをんなのよめるうた、  
〔朱書〕  
日をたにもあま雲ちかくみるものをみやこへとおもふみちのはるけさ  
あるひとのよめる、

ふくかせのたへぬかきりしたちくれはなみちはいとゝはるけかりけり  
ひゝとひかせやます、つまはしきしてねぬ、

廿八日、よんすからあめやます、けさも、  
廿九日、ふねいたしてゆく、うら／＼とてりてこきゆく、つめの  
なり〔朱書〕にたるをみて、ひをかそふれば、けふは子日なりければきらす、むつき  
なれば、京のねのひのこといひいて、こまつもかなといへど、うみなかな  
れは、かたしかし、あるをんなのかきていたせるうた、

おほつかなけふはねのひかあまならはうみまつをたにひかましものを  
とそいへる、うみにて子日のうたにては、いかゝあらん、またあるひとのよ  
めるうた、

承平五年二月是月

八五九



土佐泊  
寄港ス

海賊ハ夜  
中出動セ  
ズト聞キ  
テ深更ニ  
解ク

阿波水門  
ヲ通過ス  
淡路和島  
ヨリ和泉  
多奈川ニ  
向フ

漸ク海賊  
ノ憂テ免  
ル

承平五年二月是月

八六〇

けふなれとわかかなもつますかすかのゝわかきわたるうらになければ  
かくいひつゝこきゆく、おもしろきところに、ふねをよせて、こゝやいどら  
とゝひければ、とさのどまりといひけり、むかしとさといひけるところに  
すみけるをんな、このふねにましれりける、そかいひけらく、むかしゝはし  
ありしところのなくひ(上脱カ)にそあなる、あはれといひて、よめるうた、  
としころをすみしところのなにしおへはきよるなみをもあはれとそみる  
とそいへる、

卅日、あめかせふかす、かいそくはよるあるきせきなりときゝて、よなかは  
かりにふねをいたして、あはのみとをわたる、よなかなれば、にしひんかし  
もみえす、おとこをんな、からくかみほとけをいのりて、このみとをわたり  
ぬ、どらうのときはかりに、ぬしまといふところをすきて、たなかはといふ  
ところをわたる、からくいそきて、いつみのなたといふところにいたりぬ、  
けふうみになみにゝたるものなし、かみほとけのめくみかうふれるにゝ  
たり、けふゝねにのりしひよりかそふれば、みそかあまりこゝぬかになり  
にけり、いまはいつみのくにゝきぬれば、かいそくものならず、

二月一日

黒崎松原  
ノ絶景ヲ  
觀賞ス

箱浦ヨリ  
舟ヲ牽カ  
シム

和泉灘ニ  
泊ス

承平五年二月是月

八六一

二月一日、あしたのまあめふる、むまときはかりにやみぬれば、いつみのな  
たといふところよりいてゝ、こきゆく、うみのうへきのふのこどくに、かせ  
なみゝへす、くろさきのまつはらをへてゆく、ところのなはくろく、まつの  
いろはあをく、いそのなみはゆきのこどくに、かひのいろはすはうに、五色  
にいまひといろそたらぬ、このあひたに、けふは、このうらといふところよ  
り、つなてひきてゆく、かくゆくあひたに、あるひとのよめるうた、  
たましくしけはこのうらなみたゝぬ日はうみをかゝみとたれかみさらん  
またふなきみのいはく、このつきまてなりぬることゝなけきて、くるしき  
にたえすして、ひともいふことゝて、心やりにいへる、  
ひくふねのつなてのなかきはるのひをよそかいかまてわれはへにけり  
きくひのおもへるやうなそたゝことなるを、ひそかにいふへし、ふなき  
みのからくひねりいたして、よしとおもることゝを、あしもこそしたへとて、  
つゝめきてやみぬ、にはかにかせなみたかければ、とゝまりぬ、  
二日、あめかせやます、ひゝとひよもすから、かみほとけをいのる、  
三日、うみのうへ、きのふのやうなれば、ふねいたさす、かせのふくことやま



ねは、ぎしのなみたちかへる、これにつけてよめるうた、

をよりにてかひなきものはおちつもるなみたのたまをぬかぬなりけり

かくてけふくれぬ、

四日、かちどり、けふかせくものけしきはなはたあしといひて、ふねいたさ  
すなりぬ、しかれども、ひねもすになみかせたす、このかちどりは、ひもえ  
はからぬかたゐなりけり、このどまりのはまには、くさくさのうるわしき  
かひいしなどおほかり、かゝれば、たゝむかしのひとをのみこひつゝ、ふね  
なるひとのよめる、

よするなみうちもよせなんわかこふるひとわすれかいおりてひろはむ

といへれば、あるひとのたへすして、ふねのこゝろやりによめる、

わすれかいひろいしもせしゝらたまをこふるをたにもかたみとおもはむ

となんいへる、をんなこのためには、おやをさなくなりぬへし、たまならず  
もありけむをど、ひといはんや、されども、しゝこかほよかりきといふやう  
もあり、なほおなしどころにひをふることをなけきて、あるをんなのよめ  
るうた、

忘貝ヲ見  
テ又亡見  
テ徳ヲ

和泉灘ヨ  
ニ小津泊  
リ向フ

楫取ノ命  
ズル詞自  
然ニ和歌  
ヲ爲ス

石津ヨリ  
攝津住吉  
ノ海上テ

てをひてゝさんきもしらぬいつみにそくむとはなしにひころへにける

五日、けふからくして、いつみのなたより、(和泉北郡大津)をつ(和泉)のどまりをおふ、まつはらめ

もはるくゝなり、これかれくるしければ、よめるうた、

ゆけどなほゆきやらぬはいもかうむをつのうらなるきしのまつはら  
かくいひつゝくるほどに、ふねどくこけ、ひのよきにともよほせは、かちど  
り、ふなこともにいほく、みふねよりおほせたふなるあききたのいてこぬ  
さきにつなてはやひけといふ、このことは、うたのやうなるは、かちどり  
のお(お)のつからのことばなり、かちどりはうつたへに、われうたのやうなる  
こといふにもあらず、きくひとの、あやしくうためきてもいひつるかな  
とて、かきいたせれば、けにみそもしあまりなりけり、けふなみなたちそと、  
ひとくゝひねもすにいのるしありて、かせなみたゝす、い(朱書)ましかもめ  
むれるてあそふところあり、京のちかつくよろこひのあまりに、あるわら  
はのよめるうた、

いのりくるかさまともふねを(ナシ)あやなくもかもめさへたになみとみゆらむ

といひてゆくあひたに、いしつといふところの、まつはらおもしろくて、は



住吉ノ忘  
草ニ依リ  
兒テ更ニ亡  
懷フ

承平五年二月是月

八六四

鏡ヲ海ニ  
投ジテ平  
穩ヲ住吉  
明神ニ祈

まへとほし、またすみよしのわたりをこきゆく、あるひとのよめるうた、  
いまみてそみをはしりぬるすみの江のまつよりさきにわれはへにけり  
こゝにむかしへひとのは、ひとひかたときもわすれねは、よめる、  
すみの江にふねさしよせよわすれくさしるしありやとつみてゆくへく  
となん、うつたへにわすれなんどにはあらで、こひしきこゝちしはしやす  
めて、またもこふるちからにせむとなるへし、かくいひて、なかめつゝくる  
あひたに、ゆくりなくかせふきて、こけともく、しりしそきにしそきて、ほ  
とほとしくうちめつへし、かちどりのいはく、このすみよしの明神は、れ  
ぬのみそかし、ほしきものそおほすらむどは、いまめくものか、さてぬさを  
たてまつりたまへといふ、いふにしたかひてぬさたいまつる、かくたいま  
つれども、もはらかせやまで、いやふきにいやたちに、かせなみのあやふけ  
れは、かちどりまたいはく、ぬさにはみこゝろのいかねは、みふねもゆかぬ  
なり、なほうれしとおもひたふへきもの、たいまつりたへといふ、またいふ  
にしたかひて、いかゝはせむとて、まなこもこそふたつあれ、たゝひとつあ  
るかゝみをとたいまつるとて、うみにうちはめつれは、くちをし、されはうち

難波ノ澤  
標ニ沿ヒ  
テ川尻ニ  
入ル

船ニテ川  
尻上ル  
河水潤レ  
難テ極ム

承平五年二月是月

八六五

つけに、うみはかゝみのおもてのことなりぬれは、あるひとのよめるうた、  
ちはやふるかみのこゝろをあるうみにかゝみをしてかつみつるかな  
いたくすみの江はすれくさ、きしのひめまつなといふかみにはあらすか  
し、めもうつらく、かゝみにかみのこゝろをこそはみつれ、かちどりのこ  
ころは、かみのみ心なりけり、  
六日、みおつくしのもとよりいて、なにはにつきて、かはしりにいる、みな  
ひとく、おんなおきな、ひたひにてをあて、よろこふことふたつなし、か  
のふなゑひのあはちのしまのおほいこ、みやこちかくなりぬといふをよ  
ろこひて、ふなそこよりかしらをもたけて、かくそいへる、  
いつしかといふせかりつるなにはかたあしこきそけてみふねきにけり  
いとおもひのほかなる人のいへれば、ひとく、あやしかる、これかなかに、  
こゝちなやむふなきみ、いたくめて、ふなゑひしたうへりしみかほには、  
にすもあるかなといひける、  
七日、けふかはしりにふねいりたちて、こきのほるに、かはのみつひて、なや  
みわつらふ、ふねのゝほることいとかたし、かゝるあひたに、ふなきみの病



者、もとよりちちしきひとにて、かうやうのこと、さらにしらすりけり、かゝれども、あはちたうめのうたにめて、みやこほりにもやあらむ、<sup>(む)</sup>からくしてあやしきうたひねりいたせり、そのうたは、

きどきてはかはのほりちのみつをあさみふねもわかみもなつむけふかな

これは、やまひをすればよめるなるへし、ひとうたにことこのあかねは、いまひとつ、

とくとおもふふねなやますはわかためにみつのころのあさきなりけり

このうたは、みやこちかくなりぬるよろこひにたへすして、いへるなるへし、あはちのこのうたにおどれり、ねたき、いはさましものをど、くやしかるうちに、よるになりてねにけり、

八日、なほかはのほりになつみて、どりかひのみまきといふほとりにとまる、こよひふなきみれいのやまひおこりて、いたくなやん、<sup>(む)</sup>あるひと、あさらかなるものもてきたり、よねしてかへりことす、<sup>(お)</sup>おとこともひそかにいふなり、いひほしてもてるどや、かうやうのことどころ／＼にあり、けふせちみすれば、い不用、

鳥飼ノ御  
牧ニ泊ス

齋日魚ヲ  
食セズ

和田ノ泊  
ニテ米魚  
ヲ求ム

惟喬親王  
及ビ在原  
業平ノ故  
事ヲ談ズ

九日、ころもとなきに、あけぬから、ふねをひきつゝのほれども、かはのみつなければ、るさりにのみそゐさる、このあひたに、わたのとまりのあかれのところといふ所あり、よねいをなとこえは、<sup>(お)</sup>おこなひつ、かくて、ふねひきのほるに、なききの院といふところをみつゝゆく、その院、むかしをおもひやりてみれば、おもしろかりけるところなり、しりへなるおかには、まつのきどもあり、なかのには、むめのはなさけり、こゝにひと／＼のいはく、このむかし、なたかくきこへたるどころなり、故これたかのみこのおほん<sup>(む)</sup>ともに、故ありはらのなりひらの中將の、よのなかにたえてさくらのさかさらはゝるのころは、のとけからましといふうたによめるどころなり、けり、いまけふあるひと、どころにゝたるうたよめり、

千よへたるまつにはあれといにしへのこゑのさんさはかはらさりけり

またあるひとのよめる、

きみこひてよをふるやどのむめのはなむかしのかにそなほにほひける

といひつゝ、そ、みやこのちかつくをよろこひつゝのほる、かくのほるひとひとのなかに、京よりくたりしときに、みなひと子ともなかりき、いたれり



貫之妻ノ  
歌亡兒追悼

宇土野ニ  
泊ス

男山八幡  
宮ヲ遙拜  
ス  
山崎橋ヲ  
望ム  
相應寺邊  
ニ休憩ス

山崎ニ泊  
ス

京都ヨリ  
車ヲ送ラ  
シム  
始メテ上  
陸ス

山崎商店  
餅ノ小櫃糰

島坂ニテ  
饗應セラ

十六日ノ  
夜入京ス  
桂川ヲ渡

承平五年二月是月

八六八

しくに、てそ、子うめるものともありあへる、ひとみなふねのとまるどこ  
ろに、こをいたきつゝおりのりす、これを見て、むかしのこのは、かなしき  
にたへすして、

なかりしもありつゝかへるひとのこをありしもなくてくるかゝなしき

といひてそなきける、ちゝもこれをきゝていかゝあらむ、かうやうのこと  
も、うたも、このむとてあるにもあらざるへし、もろこしもこゝも、おもふこ  
とにたへぬときのわさとか、こよひうとの(攝津三島郡鶴殿)といふところにとまる、

十日、さはることありてのほらす、

十一日、あめいさゝかにふりてやみぬ、かくてさしのほるに、ひんかしのか  
たに、やまのよこほれるをみて、ひとにとへは、やはたのみやといふ、これを  
きゝて、よろこひてひとゝををかみたてまつる、やまさきはしみゆ、うれ  
しきことかきりなし、こゝに相應寺のほとりに、しはしふねをさゝめて、ど  
かくさたむることあり、このてらのきしほとりに、やなきおほくあり、ある  
ひと、このやなきのかけの、かはのそこにうつれるをみて、よめるうた、  
さゝれなみよするあやをはあをやきのかけのいとしておるかとそみる

十二日、やまさきにおまとまれり、

十三日、なほやまさきに、

十四日、あめふる、けふくるま京へどりにやる、

十五日、けふくるまるてきたり、ふねのむつかしさに、ふねより、ひとのいへ  
にうつる、このひとのいへ、よろこへるやうにて、あるしゝたり、このあるし  
の、またあるしのよきをみるに、うたておもほゆ、いろゝにかへりことす、  
いへのひとのいていり、にくけならするやゝかなり、

十六日、けふのようさつかた、京へのほるついでにみれば、やまさきのこひ  
つのゑも、まかりのおほちのかたも、かはらさりけり、うりひとのこゝろを  
そしらぬとそいふなる、かくて京へいくに、しまさかにて、ひとあるしゝた  
り、かならずしもあるまじきわさなり、たちてゆきしときよりは、かへるとき  
そひとはどかくありける、これにもかへりことす、よるになして京へは、い  
らんどおもへは、いそきしもせぬほどに、つきいてぬ、かつらかは、(朱書)つきのあ  
かきにそわたる、人々のいはく、この川あすかゝは、(朱書)あらねは、ふちせさら  
にかはらさりけりといひて、あるひとのよめるうた、

承平五年二月是月

八六九



ひさかたのつきにおひたるかつらかはそこなるかけもかはらさりけり  
またあるひとのいへる、

あまくものはるかなりつるかつらかはそてをひてゝもわたりぬるかな  
またあるひとよめり、

かつらかはわかこゝろにもかよはねとおなしふかさになかるへらなり

京のうれしきあまりに、うたもあまりそおほかる、よふけてくれは、シところ  
ところもみへす、京にいりたちてうれし、いへにいたりてかどにいるに、つ  
きあかけれは、いとよくありさまみゆき、しよりも、ましていふかひなく  
そこほれやふれたる、いへにあつたりつるひとのこゝろもあれたるな  
りけり、なかゝきこそあれ、ひとついでへのやうなれば、のそみてあつかれる  
なり、さるは、たよりことに、ものもたへすえさせたり、

こよひかゝることゝ、こわたかにものもいはず、いとほつらくみゆれど、  
こゝろさしはせんシとす、さていけぬいて、くほまりみつゝけるところあり、  
ほとりにまつもありき、いつとせ、むとせのうち、千とせやすきにけむシ、か  
たへはなくなり、にけり、いまおひたるそまされる、おほかたのみなあれに

たれば、あはれとそひとゝいふ、おもひいてぬことなくおもひこひしき  
かうちに、このいへにてうまれしをんなこの、もろともにかへらねは、シいか  
かはかなしき、ふなひと、みなこたかりてのゝしる、かゝるうちに、なほか  
なしきにたへすして、ひそかに、こゝろしれるひとゝいへりけるうた、  
むまれしもかへらぬものをわかやとにこまつのあるをみるかゝなしき  
とそいへる、なほあかすやあらむ、またかくなん、

みしひとのまつのちとせにみましかはとほくかなしきわかれせましや

わすれかたくゝちをしきことおほかれと、えつくさす、とまれかうまれ、と  
くやりてん、〇前田家所藏藤原定家自  
筆本ヲ以テ異同ヲ註ス

〔宇治拾遺物語〕 十二 つらゆきうたの事

いまはむかし、貫之か土左守になりて、くたりて有けるほどに、(承平四年)住はての年、  
七八はかりの子の、えもいはすおかしけなるを、かきりなくかなしうしけ  
るか、どかくわつらひてうせにければ、なきまどひてやまひつくはかりお  
もひこかるゝほどに、月比になりぬれば、かくてのみあるへきことかは、の  
ほりなんとおもふに、ちこのこゝにて、なにとありしはやなどおもひ出ら



土佐ニテ  
亡見ノ哀  
悼歌ヲ  
書ス柱

歸京ノ年  
月

在國六年

四年十二  
月二十  
日出發

五年二月  
十六日入  
京

土佐國府  
ノ所在  
長岡郡日  
吉村府中  
二府館ノ  
礎石存ス

承平五年二月是月

れて、いみしうかなしかりければ、柱にかきつけゝる、

みやこへとおもふにつけてかなしきはかへらぬ人のあれはなりけり○二句

記、おもふ作ル、

とかきついたりける歌なん、いまゝて有ける、

〔参考〕

〔土左日記抄〕

上

（土佐）

此日記は紀貫之の述作なり、

○中

家集云、延長八年とさ

のくにゝくたりて、承平五年に京にのほりて、○中と云々、右延長八年より

承平五年にいたりては、前後の年數六年也、此日記にも、ある人あかたのよ

とせ五とせ果てといひて、其年の十二月十六日（毎）に京にいるよしみえたり、

そこのことはに、五とせ六とせのうちにもとせやすきにけんとかけり、こ

れ任はてゝのあくる年をかそへくはへて、前後六年なれば、彼家集承平五

年に京にのほりてといへるに、相かなひぬるにて侍るへし、或本奥書に、此

不同時と云り、其故に今くはし

〔土佐日記考證〕

提要

そもくこの日記は、貫之のぬし延長八略註、土佐守の任にあたりて、かの

國にくだられしが、任はてゝ承平四年十二月廿一日舟出して、京にかへり  
のほられし旅の日記なりけり、○中

延長八年より承平四年まで五年なれば、ある人あがたのよとせいつとせ

はてゝとはいへり、さて明年二月十六日に京にいたりて、前後六年なれば、五

とせ六とせのうちにも、千とせやすきにけんとかけり、

〔土佐遺語〕

一 土佐國、仁和以前、世有正史、慶長以後、國有實錄、惟中間七百

年、漫不可考也、蓋本國雖僻陋、（一）紀氏（二）忝臨、（三）藤公淹鎮、○中豈無典刑之可傳哉、

○中嘗竊有志于此、每繙閱有見隨窮其跡焉、是雖且收十一於千百、亦足以

寓俛仰陳迹之懷矣、敘事無倫肆筆也、元祿戊辰（元年）元旦識、

順和名曰、土佐國府在長岡郡、重遠按、日吉村渠、名國府渠、村東端名府中、其田

間舊礎多矣、今只存其一、長八尺許、廣碎割之餘三長之二、受楹圓池徑二尺五

寸、受楹帶圓穴徑五寸、蓋府館遺礎也、寸法與太宰府所遺大礎同、實奇石也、宰

府遺礎、見筑前名寄、

〔土州淵岳志〕

上

土佐國遺語曰、○文略ス、上ニ引ク所コレ醍醐天皇朝、延

喜延長ノ頃カトヨ紀貫之土佐國ノ任ニテ、當國ニ下リ玉フ、宰府ノ屋形ノ

承平五年二月是月

八七三

八七二



貫之ノ屋  
形ハ大津  
ノ舟戸ニ  
在リトノ  
説

貫之在府  
ノ遺跡

國府ノ館  
趾ハ長岡  
郡日吉村  
ニ在リ

里俗内裏  
屋敷ト稱  
ス

承平五年二月是月

八七四

跡也、コノ地、今ハ麥島トナル、袖瓦、丸カワラ、平カワラ、土中ヨリホリ出スニ、見事ニテ硯ニナルヘキ瓦アリ、好事ノ人ハモトメテ床ニカサル、或説ニ、貫之ノ屋形ハ、長岡郡大津ノ舟戸ナリト云、シカレトモ、此説何ノ證據ナシ、或ハ一條内政ノ御所ヲトリチカヘテ云カ、

〔白灣藻〕

十八間隙雜記抄

土佐國府紀氏舊跡記

一土州官府ノ跡ハ、長岡郡日吉村ニアリ、高知城ヲ東ニ距ル事二里餘、

官府跡方角關〇下

〔土佐日記地理辨〕

館

日記十二月廿一日條、

すむたちよりいて、舟にのるへきところへわたる云々、

たちの國府ノ館ナリ、和名抄ニ、土佐國國府在長岡郡ト見ユ、コハ長岡郡日吉村ニアリ、其日吉村ハ、イニシヘハ、江村郷ニ屬タルナルベシ、和名抄ニ、長岡郡江村良衣辛トアリ、土佐郡今ノ高智城ヲ東ニ距ルコト今道二里餘ナリ、國府ノアリシ跡ヲ、里俗内裏屋敷ト稱リ、又ソコニ、内裏グロト云

内裏グロ

御門前

國分寺

國分川

貫之觀月  
松

總社

國衙ノ舊  
跡田地ト  
化ス

傳フル所アリ、紀子舊跡ノ碑ソコニ建リ、コノ内裏グロノ西ヲ瓦畑ト云、ムカシ古瓦多ク出ケルニヨリテ、カク云リ、今ニ瓦ノ小片、マ、出ルコトアリ、其中ニ菊紋ノ瓦甚稀也、イヅレモ布目アリテ、今ノ製ニ異ナリ、ソコヨリ東一丁餘ニ、御門前ト云處アリテ、當昔國府ノ門、ソコニアリシト云、又其處ヨリ西南ノ方一里餘ニ大津アリ、又申西ノ方十丁バカリニ國分寺アリ、日記ニ、十二月廿四日、講師うまのはなむけしにいてませり、トアル講師ハ、スナハチ當國ノ僧尼ノ長ニテ、コノ國分寺ノ住職ナリ、又其所ノ東南ヲメグリ、西ニ流レテ海ニ入川ヲ、國分川トモ、石清川トモ云、ソノ水ヲ曳テ、田地ニカクル溝ヲ、國府渠ト云、スナハチ府跡ノ南ニアリ、又東ノ方四丁バカリ、野地村ノ内ニ、貫之主觀月松トイフアリ、ソコノ地名ヲ月ノ木ト云、ソノ西北ヲ松ノ表ト云、東南ヲ松ノ裏ト云、中秋ノ頃、此松ノ梢ヨリ月ノ出登ルヲ、府館ヨリ紀氏見テ、愛翫セラレシト云フ、ハヤクノ年、古松ハ枯失ケルヲ、今アル松ハ、里人コレヲ殖繼ゲルナリト云、當國總社、昔ハ國府ノ西ニ在ケルヲ、中古國分寺ノ境内ニウツセリト云リ、カクテ國府ノ跡ハ、後ニ一望ノ田トナリテ、タ、其名ノミ存レルヲ、後世マデ

承平五年二月是月

八七五



尾池春水  
紀子舊  
等碑ヲ建  
ツ

承平五年二月是月

八七六

モ、里人タ、紀氏ノミヲシリテ慕ヘルハ、裁歌ノ巧ニ秀レシノミニハア  
ラズ、ソノ治教モ又コヨナカリシニヨリテ、ソノ美名ノ朽ザル故ニゾア  
ラン、カ、ルヲ天明ノ年間、尾池春水ト云人、日吉村ナル高村自安、高村朝  
海等トハカリテ、國君ニ告テ、碑文ヲ建シコトヲコフ、スナハチ國君筆ト  
リテ、紀子舊跡碑ノ五字ヲ、篆文ニテ書テアタヘタマハル、碑傍ニ侍從藤  
原豐雅篆トエリツク、コソ國君第九世、靖徳院彝寛公ナリ、篆額ノ下ニ、權  
大納言藤原資枝卿歌ヲキザメリ、其歌ハ、

あふく世にやとりしところ末とほくつたへむためこのこすいしふみ

トアリ、碑ノ裏ニ、正二位清原宣條卿、文ヲエリタリ、實ニ紀氏ノ遺徳ノシ  
カラシムルコトハ云モサラナレド、尾池氏ノ功モ又大カタナラズテ、不  
朽ニツタハレリ、ナホ委シキ事ハ、ヤガテコノ人ノ書ル、紀子舊跡、記ニイ  
ヘリ、

大津 國府ヨリ一里餘、

同廿七日條、

大津より浦戸をさしてこきいつ云々、

舊跡ハ大  
津村ニ在  
リ

大津郷

船戸

大津ハ、和名抄ニ、土佐國長岡郡大角<sup>都保</sup>トアルコレナリ、國府ヨリ西南  
ノ方、今道一里餘ニアリ、今ハ大津村トテ、江村郷ノ南ナル一村ノ名トナ  
レ、ド、當昔ハ、南ハ篠原、大曾等ノ郷マデ、北ハ宗部、江村等ノ郷マデ、東ハ  
香美郡マデヲサカヒテ、ヒロク大津郷ト呼シガ、縮リテ一村ノ名トナレ  
ルナルベシ、サテ昔ハコノ郷ノアタリ、浦戸ヨリ此方入海廣ク曳テ、オシ  
ナベタル海岸ナリシガ、ヨリ、ニ潮汐アセテ、處々ニ堤ヲ築キ、田地ト  
ナシケルヨリ、今ハ大津鹿兒崎モ名ノミニテ、一平ノ田面トナリシナリ、  
今モ大津村ノ隣ニ中島、和田、常通寺島、田邊島ナド名ヲ負ヘル村々ノア  
ルモ、モト海際ナリシニヨレルヲ、思フベキナリ、カクテ日記ニ、船にのる  
へき所へわたるトアルハ、今ノ大津村ノ中ナル、鹿兒崎ノ東北ニアタリ  
テ、船戸ト稱フ地アリ、コレイニシヘ國府ヨリ出テ、乗船セラレシ所ナリ  
トイヘリ、カクテ因ニ云ン、和名抄ニ、大角ト書テ於保都ト註シタルヲ、世  
ニイブカル人ノナキハ、角ヲ略訓シテ、津ノ假字ニ用ヒシモノナリト思  
ヘルナルベケレド、謂モナク、角ヲ略キテ津ニ用ヒンハ、オボツカナキコ  
トナリ、故按ニ、モトハ大津野ナリケンヲ彼、和銅ノ制ニテ、二字ニ大角ト

承平五年二月是月

八七七



ツ、メ書テ、當昔ハ於保都奴ト呼リシ郷、名ナリシナルベシ、サルハモハ  
 ラ曠野ノ多カリシヨリノ名ナラン、今ノ大津村ノ東北ニ野地ト云村ア  
 ル、其處古ノ大津郷ニ屬タリシハサラナルニ、其地ヲ墾キ、モハラ田畑ト  
 セルハ、近世ノ事ニテ、モトハ曠野ガチナリシトキケリ、サテコソ野ノ稱  
 ヲ負セテ呼ルニテモ、往昔ノサマヲ思ヒヤルヘキナレ、カクテ海津アル  
 ニツキテハ、其津ヲモトヨリ大津ト呼、曠野アルニツキテハ、郷名ニハ大  
 津野ト云シガ、源順朝臣ノ頃ハ、既ク郷名ニモ野ヲ略キテ、大津ト呼フコ  
 ト、ナレルヲ、ナホモトノマ、ニ、字ハ大角ト書テ、世ニ通用レシニヨリ  
 テ、和名抄ニモ、大角ト書レシナルベシ、上毛野、下毛野ト云毛、字ヲ省キテ  
 上野、下野トカキ、ソレヲ又後ニハ、カミツケ、シモツケト略キテ呼コト、  
 ナレ、ド、ナホモトノマ、ニ、野、字ヲカクモ似タルコトナリ、コハ此辨ニ  
 ハ、サノミ用ナキコトナレド、因ニオドロカシオクナリ、

鹿兒崎

鹿兒崎

同條

鹿兒の崎といふ所に、守のはらから、またこと人これかれ、酒などもておひ

大津村ノ  
西端ニ在

きて、磯におりゐて、わかれかたきことをいふ云々、

鹿兒崎ハ大津村ノ西端ニアリ、今ハ潮汐涸退テ、コ、ヨリ二三十丁バカ  
 リ西ノ方、葛島ト云處ニ堤ヲ築キテ、オシナベタル田地トナレリ、マコト  
 ニコノアタリ、入海ナリシ時ニハ、往來ノ船ノ、磯邊ニ泊テ船カ、リスベ  
 ク、磯ニ下リ居テアソブベキ處ナリ、

浦戸

浦戸 大津ヨリ三里

同條

こよひ浦戸にとまる、藤原の言實、橘の季衡、こと人々おひきたり云々、

吾川郡ノ  
東畔ニ在

浦戸ハ吾川郡ノ東畔ニテ、大津ヨリ午未方三里ニアリ、大船出入ノ港口  
 ナリ、コノ處ヨリ入海曳テ、土佐郡今ノ高智城下ニ通ル、コノ入海、北ノ方  
 ニテハ、今ハ五臺山ノ西北ノ下ヨリ、葛島ノ堤マテニ築トメテ、大津ノ方  
 へ、潮汐ノ通ヲタチタリ、

大港

大港 浦戸ヨリ二里餘

同廿八日、廿九日條

浦戸より出て、大みなどをおふ云々、大みなどにとまれり、



長岡郡十市濱ニ在リトノ説

承平五年二月是月

八八〇

大港ハ、コシ方長岡郡十市濱ノアタリニアリシトセシト見エテ、元祿年間、桂井素菴ガ望大港詩文ヲ見ルニ、大港ハ長岡郡十市蚊居田村ノ東畔ニアリシヨシ云、ソノ後享保年、安養寺禾麿ト云人、土佐幽考ヲ著シテ、ソレニモナホ、大港、長岡郡十市濱與池濱之堺、有稱古港處、蓋是也、中古爲怒浪所没トシルセリ、シカレドモ、十市濱ハ浦戸ヨリワヅカ一里バカリアレバ、浦戸ヨリ出シ船ノ更ニ泊リシトセンコト、オボツカナキコトナリ、サレバソノ後野見嶺南ト云者、香美郡下島村ト云處ニ住リシガ、曲ニ地ヲ見定メ、熟考ヘテ、我廬ノ眞南前濱ト云ル地、イニシヘノ大港ノ蹤ナリト云テ、安永年中、ソノ圖說ヲ著シタリシガ、ナホイブカル人モアリシ趣ナルヲ、果シテイニシ文化十二年乙亥ノ洪水ニ、カノ嶺南ガ云シ港ノ蹤ノ砂石ヲ海ニ流シ、廣ク大キナル凹ノ地ニナリテ、マコトニ港ノサマアラハレタリシガ、ソノ後自ニ沙入りテ、又本ノゴトク潰レシトゾ、シカレバ大港ハ嶺南ガ説ニヨルベシ、カクテ岡本信古ガ云シハ、大港ノ所在ハ、嶺南ガイヘリシニイサ、カタガフコトナシ、但シ香美郡物部川ノ川末ノ地、ソレナルヨシニイヘレド、モトハ今ノ物部川ノ外、西ノ方ニ別ニ川

香美郡前濱ニ在リトノ説

大港ハ後稱古港トス

アリテ、前濱久枝村ノ間ヲ流レテ海ニ入レリシカバ、其流ノ末ノ弘クナリシ處、スナハチ大ミナトニテ、今ノ物部川ニハアラズ、ヨクセズバマガヒヌベシ、サルハソノ川スヂヲ、寛永年中ニ、當國ノ執政野中氏埋メテ、ソノ水ヲ今ノ物部川ニ落シ、一派ノ流トナシ、跡ヲ田地トセシヨリ、大港ハ自ニ潰レシナルベシ、サルニヨリテ、ソノ所ヲ古港ト稱ヒ、沙地凹ニナリテアリシヲ、寶永四年丁亥ノ高潮ニ、右凹ノ處ノ砂打ナガサレ、海ト一ニナリ、港ノ如クナリテアリシガ、ヤウノ沙入テ本ノゴトクナリシヲ、又シモ文化ノ洪水ニ砂ナガレ、港ノ如クナリタリシヲ、又ヤウノ潰レシナリ、サレバ大ミナトハ、今ノ物部川筋ヨリハ、西ノ方ニアリシナリトイヘリ、サテ又稻毛實ガイヘルハ、大ミナトハ、嶺南ガサタメイヘル地ナルコト、サラニ疑ナキヲ、近キ頃敏屋平道ト云ル者、嶺南ガ説ヲ破リテ、天正年中ニシルセル、秦氏地檢帳ト云モノニ、香美郡夜須村ウドノ口、古港口トアル、ウドノ口トイヘルハ、宇多ノ口ニテ、カノ宇多、松原ノコト、古湊口トアルハ、大ミナトノ跡ナリ、ソノ故ハ、嶺南ガイヘル前濱ハ、浦戸ヨリ二里バカリナレバ、湊アルベキニアラズ、夜須ヘハ浦戸ヨリ六里バカリア

香美郡夜須村ウドノ口ナリトノ説

承平五年二月是月

八八一



レバ、泊ルベキ路程ナリ、ソレヨリ奈半、泊へ七里バカリ、奈半ヨリ室津へ六里バカリアレバ、スベテノ路程モ、イトフサハシキコトナリトイヘリ、實按ニ、承平年ヨリ天正ノ年マデ、中間六百數十年ヲ經タレバ、紀氏歸京ノ後、夜須ニ新港ヲホリシガ、ソノ後潰レシモ知ベカラズ、タトヒ承平ノ頃、カシコニ港アリシニモセヨ、船路ナレバ、風波ノ起<sup>サ</sup>止<sup>マ</sup>ニヨリテ、港ヲカソヘテ泊ラレザリシハ云モサラナリ、其ハトマレ、大港ニ泊リテ居ラレシホド、講師ノモトヨリ、酒肴ノオクリモノアリシヨシ、日記ニ見ユ、其講師ハ、國府ニ隣<sup>チカ</sup>キ國分寺ノ住職ナリ、大港ヲ前濱ト見ルトキハ、國分寺ヨリ一里バカリ南ニアリテ、程遠カラネバ、サモアリヌベクオボユ、モシ大港夜須ナランニハ、國分寺ヨリハ里數モ三里ニ餘ルベク、又路次ニ物部ノ大河アリ、岸本ノ崎嶇モアリテ、物オクランニハタヤスカラネバ、似ツカハシカラヌコトナリ、又同ジ港ニ居ラレシホド、池トイフトコロヨリ、クサノノモノヲ、長櫃ニ荷ヒツバケテオコセタルヨシモ見ユ、池ノ里ヨリ、前濱へハ程遠カラネバ、サモアルベキコトナリ、種々ノ物、長櫃ニ荷ヒツバケテ、カラウジテ三里ニアマレル夜須へ、運ビ贈リケントハオモ

池

池

正月七日條

ハレズ、其他ニモ大港ハ、國府ニ近キ處ナラデハ、フサハシカラヌコト、日記ヲヨク見テ知ベキコトナリ、カヘスノモ、平道ガ非説ニマドフベカラズトイヘリ、

七日になりぬ、おなしみななどにあり云々、かゝるあひたに、人の家のいけと名ある所より、鯉はなくて、ふなよりはしめて、川のも、海のも、ことものも、長ひつになひつゝけておこせたり、わかंनाにいらてきしなど花につけたり、わかंनाそけふをはしらせたる、うたあり、そのうた、

あさちふのゝへにしあれは水もなきいけにつみつる若菜なりけり  
いどをかしかし、このいけといふは、所の名なり、よき人の男につきて、くた  
りてすみけるなり云々、

長岡郡池  
村ニ在リ

池ハ長岡郡十市村ノ西ニ池村トテアリ、<sup>セマキミツウミ</sup>小湖アルヨリオヘル地名ナリ、ソノ小湖ハ今モ存<sup>ア</sup>リテ、人ノヨクシルトコロナリ、人の家の池と名ある所よりトイヒ、又このいけといふは、ところの名なりナドコトワリタル



ハ、タ、池トイヘバ、人家ノ庭ワタリノ池トキコユルニヨリテ、池ト云ハ、  
タシカニ地、名ナルヨシシラセテイヘルナリ、歌ニ水もなき池につみつ  
るトイヘレド、地ノ名ニオヘルハ、實ニ小湖アルヨリ名ニツキタルニテ、  
水ナキ池ニハアラズ、池ト地、名ヲバイヘドモ、ハルハ、浅茅生ノ野邊ニ  
出テ、カラウジテ探<sup>（掘）</sup>トリタル若菜ナリ、人ノ家ノ池ト名ニコソイヘレ、タ  
ダ居ナガラ、己ガ家ノ庭ワタリノ池ニテ、ダヤスクツミタリトナオボシ  
ソト<sup>イタツキ</sup>勞ヲ思ハセテ、カツヲカシクイヘルガ、古キ歌ノナラヒナリ、

宇陀松原

大港ヨリ一里、

同九日條、

九日つとめて、大みなとより、なはのこまりをおはんとてこき出けり云々、  
かくて、宇陀の松原をゆきすく、其松のかすいくそはく、いく千とせへたり  
としらす、もどこに浪うちよせ、枝ごとにつるそとひかふ云々、

香美郡兔  
田村ニ在  
リ

宇陀、松原ハ、香美郡赤岡ノ北ニ兔<sup>ウサギ</sup>田村アリ、ソノ兔田ヲ、モトハウタト呼  
リシコトシルシ、大和國ノ宇陀ヲ、古キ書ニ、兔田トカケルヲ思フベキナ  
リ、カクテ今ノ兔田村ヨリ、南須留<sup>スル</sup>田、王子、赤岡、岸本ナドノ村々、ナベテヒ

手結浦ノ  
東北宇土  
ノニ在リト  
ノ説

奈半泊

大港ヨリ十里、

ロク兔<sup>ウサギ</sup>田ト呼リシガ、後ニ縮リテ、一村ノ名トナリ、又兔田ヲウサイダト  
呼コトニナレルナルベシ、即チ今赤岡ノ濱ヨリ二里バカリ船ヲ出シテ、  
沖ノ方ヨリ望ミ見ルニハ、赤岡ノ濱ヨリ直ニ兔<sup>ウサギ</sup>田山へ、一目ニ見付ラル  
ルヨシナリ、サテ赤岡ヨリ今ノ兔田へハ、一里バカリモアルニ、其間多ク  
田地ニテ、下居飛上リスル鶴ヲ沖ヨリ見レバ、列松ノ梢ニ見エツ隠レツ、  
飛カフサマナルニヨリテ、數<sup>ナメ</sup>株ノ松ノ、本コトニ浪打ヨセ、枝ゴトニ鶴ノ  
飛カフサマニイヒ、又松ノ梢<sup>ウツ</sup>ゴトニ鶴ノスムヨシ、歌ニモヨメルナルベ  
シ、又一説ニハ、此ニイヘル鶴ハ、常ノ鶴ニハアラズ、鶴ナルベシ、漢土ニテ  
モ、鶴、鶴混ジイヘルコトアリ、吾古モシカナリケント思ヒ合セラル、コ  
トアリ、鶴ハ松梢ニヨク巢クフモノナリトイヘリ、其ハトマレ、コ、ハ赤  
岡ヨリ岸本カケテ濱邊ニ、列立ル松ヲ、兔田、松原トハイヘルナリ、安養寺  
氏土佐幽考ニ、宇多、松原、香美郡手結浦之巽名宇土<sup>ウツ</sup>之處、蓋是乎、又稱奴留<sup>ヌル</sup>  
宇土<sup>ウツ</sup>昔有列松今亡云トイヘリ、安養寺氏ハ享保ノ頃ノ人ナリ、カノ頃ハ  
イマダ赤岡岸本ノ松原ナルコトノ知<sup>チ</sup>ザリシ故、シカ考へタルナルベシ、

承平五年二月是月



同十日條

けふはこのなはのとまりにとまりぬ、

安藝郡奈半利河ノ下ニ在リ

奈半泊ハ、安藝郡奈半利河ノ下ニアリ、田野浦ノ東、野根山ニ上ル坂路ノ麓ノ地ナリ、和名抄ニ、土佐國安藝郡奈半トアリ、大港ヨリコノ泊マデ十二里バカリ、此處今ハ港ナシ、古港ト云テソノ跡アルノミナリ、按ニ、萬葉

今古港ト稱ス

卷三ニ、繩乃浦爾鹽燒火氣夕去者行過不得而山爾棚引トアルハ、コノ奈

半ニヤト思ハル、ヨシアリ、コノ地、南ハ海ヲ帶、北東ニ山ヲ負タレバ、鹽

燒煙ノ山ニ棚引ヨシイヘルニ、所ノサマヨクカナヘリ、コノ事ハナホ醜

翁ガ、萬葉集名處考ニ云タレバ、ソヲ披見ルトキハ、其趣知ル、ナリ、

羽根

羽根 奈半ヨリ二里

同十一日條

あかつきに舟をいたして、室津をおふ云々、いまし、はねといふ所にきぬ、わかきわらは、この所の名をきゝて、はねといふ所は、鳥のはねのやうにやあるといふ、またをさなきわらはのことなれば、人々わらふに、ありける女のわらはなん、この歌をよめる、

同郡吉良川村ノ西ニ在リ

まことにて名にきく所はねならはとふかこどくに都へもかな  
羽根ハ安藝郡吉良川村ノ西ニアリ、コノ羽根ノ支村ニ、尾僧ト云處アリテ、ソノ地ニ、鷲峰山智泉寺ト云アリ、コレニヨリテ、サキニ門人南部嚴男ガイヘリシハ、羽根ト云名ノ由縁ハシラネド、鷲峰トイヘルニ思ヒ合スレバ、鷲ニヨリテ負ル名ニモヤアラン、イカサマニモ因アリゲナルコトナリトイヒタリキ、

奈良志津

奈良志津 羽根ヨリ二里

室津 奈良志津ヨリ二里

同十二日條

ならしつよりむろつにつきぬ、

奈良志津ハ安藝郡元村ノ東端、浮津村ノ西端ニアリ、同郡ナル金剛頂寺ヲ、俗ニ西寺トイヘルガ、其寺ニ藏ルトコロノ、康永三年閏二月五日公文、僧賢覺カ注進狀ニ、二和尚二町二段一所云々、一所壹段十五代奈良志津一所云々トアリ、又浮津八王子社ノ鰐口ノ銘ニ、奈良志津八王子宮、奉施入鰐口一錠、應永卅一年九月九日、藤原恒信敬白トアリ、即今モ元村ト浮

同郡元村ノ間ニ在リ



津トノ間ニ、少シノ家村アル所ヲ、里民奈良志ト呼トイヘリ、是古名ノナ  
ゴリナルコト疑ナシ、カクテ古ハ浮津ノ里民、モハラコノ奈良志津ニ住  
テ、磯際ニ船ノ出入スル、サルベキ處モアリシカバ、サスガニ地ノサマモ  
饒ハヒテアリケンヲ、今ノ室津ノ港ホラレテヨリコノカタ、里民ミナ便  
ニヨリテ、今ノ地ニウツリシトイヘリ、

室津  
同郡室津  
津呂二浦  
ノ附近ニ  
在リ

室津ハ和名抄ニ、土佐國安藝郡室津津<sub>津</sub>トアリ、延喜式神名帳ニ、土佐國  
安藝郡室津神社ト見ユ、コノ室津ト云ヘルハ、今ノ室津浦ヨリ、津呂浦カ  
ケテノ間ニ、港ダツ處アリテ、船ノ出入セシナルベシ、當昔紀氏ノ船泊ラ  
レシト云舊跡ノ處、サダカニシラレジトイヘル、蓋今ノ津呂浦ノアタリ  
ナランカ、今ノ津呂浦ノ港ハ、寛文元年辛丑、國君ノ命ヲ應テ、當國、執政野  
中氏、大クイタヅギ、湊口トスベキ處ニアリシ三大巖ヲ穿テ除キテ、遂ニ  
南海往來ノ船ドモノ、ヤスラカニ泊ルベキ灣港トハナシタルナリ、クハ  
シキコトハ、野中氏土佐室戸港記アリ、コレヲ室戸ノ港、又室津ノ港トモ  
イヘリシヲ、今ノ室津浦ノ港ヲ、サシツバキテ堀セラレシヨリ以來、モト  
ノ室津ノ港ヲバ津呂ノ港ト、ワカチ呼コトニハナレルナリ、カクテ室戸

又室戸港  
トモ云フ

室戸崎

ト云ルモ、ナホ同所ノ一名ニテハアレド、元ハ最御崎寺ノ山内ノアタリ  
ヲ、イヒシナラントゾ思ハル、續日本後紀卷四ニ、承和二年三月丙寅、大  
僧都傳燈大師位空海終于紀伊國禪居、法師者、讚岐國多度郡人、俗姓佐  
伯直云々、攀躋阿波國大瀧山之嶽、勤念土佐國室戸之崎、幽谷應聲、明星來  
影トアリ、三教指歸ニモ、勤念土州室戸崎云々トアリ、元亨釋書ニ、釋空海  
云々、往土州室戸崎、誦修至五更、明星飛入口、已得求聞持、悉地埃囊抄空海  
受學ノ事ヲイヘル條ニ、土州室戸ノ崎ニ入、求聞持ノ法ヲ修シ給ヒ、明星  
口ノ中ニ飛入テ、佛力ノ奇異ヲ示シ給フ云々トアリ、弘法大師略頌ト云  
モノニ、神仙記ヲ引テ、土佐國室生戸山トアルハイカバナリ、新勅撰集卷  
十釋教部ニ、弘法大師土佐國室戸といふ所にて、

法性ノ室戸といへど、我すめは有爲ノ浪風よせぬ日そなき  
現存六帖に、土佐國室戸、

むろごより南の岸につたひける人のあごふ浪のうへかな  
ナドアリテ、世ニ名高キ處ナリ、

御崎 室津ヨリ一里



室戸崎ト  
同所ナリ

八木康教

八木一本  
山ニ作ル

承平五年二月是月

同十六日條

風浪やまねは猶おなしどころにとまれり、たゞ海になみなくして、いつし  
かみさきといふところにわたらんとのみおもふ云々、

御崎ハ、コレ右ニ所謂室戸崎ナリ、絶頂ニアル寺ヲ、室戸山明星院最御崎  
寺ト唱フ、俗ニ東寺トイヘリ、

附考

十二月條

廿三日、やきの康教といふ人あり、このひと國にかならずしもいひつかふ  
へきものにもあらずなり云々、

コノ人ハ當國ニ於テハ、身ガラカカラヌ人ニテ、カリソメノ課役ナド  
ニ、召出シテツカフベキ列ノ人ニモアラズ、サルニ因テ、餞ノサマモサス  
ガニ禮ヲ盡シテ、昨日ナドノ、打トケテアサレシ類ニハアラズトノヨシ  
ナリ、シカルニ、やきヲやまと作ル本モアリテ、山ト云氏ハ、姓氏録ニ、山、公  
山直、山首ナドイフガ見エ、八木ト云氏ハ、同書ニ、八木、造ト云ガアレバ、イ  
ヅレモサルコトナルベクオモハル、ニヨリテ、一カタニ決メタルコト

足利義尚  
所藏ノ貫  
之自筆本  
舊ト小河  
御所本

モナク、昔來諸註、二ナガラタスケ用ヒ來レリシモノトオボエタリ、シカ  
レドモ、コレハやきトアル方正シカルベク思フヨシアリ、やまとアルハ、  
やきトアリシヲ見タガヘテ、寫シ誤メタルモノナラン、やきナルベク思  
フハ、當國長岡郡新改村長久寺地藏蓮華坐ノ銘ニ、地藏菩薩修復、永徳貳  
年壬戌正月、檀那伊豆守八木康綱トアリ、永徳ノ年ヨリ安政ノ年マデ、凡四  
百七十年ニアマレリ、舊シキコトナリ、カクテ新改蚊居田村總鎮守熊野  
權現社ハ、右伊豆守康綱、紀伊國ヨリ勸請セシヨシ、今八木出雲康道ト云  
者アリテ、祖先ヨリ代々右權現ヲ祠キツカヘマツリ來レルガ、スナハチ  
康道ハ、康綱ヨリ三十五六世ノ裔ニシテ、コレヤガテ八木康教ノ末孫ナ  
リト云傳ヘタリ、

安政四年丁巳二月廿日

古義居士識

〔土左日記〕

○宮内省  
圖書寮本

土左日記、以貫之自筆本、（足利義尚）故將軍（或）家御物、希代之靈寶也、今依式人數寄深切所  
望書之、古代假名猶科蚪未愚臨寫、有魯魚哉、後見輩察之而已、

明應壬子仲秋候

亞槐藤臣判  
（朱書）實隆公也

承平五年二月是月

八九一

八九〇



西室院公  
順自筆本

承平五年二月是月

八九二

此本自三條羽林實條朝臣傳領之訖、筆者逍遙院內府實隆嫡男西室院公順僧正  
歟、尤可祕藏之、

天正十八年林鐘中澣

(中院通勝)  
也、足子素然 朱印

此一冊、依仰以貫之自筆本、不違一字、令書寫之、及數反改誤者也、

延德二年四月廿日

權大納言宗綱(松本)

右奧書有之、以勅本不違一字、令書寫、遂勘合了、尤可謂正本者也、

慶長十一年四月十九日

此本式部卿宮御筆也、予亦不違一字、即時書寫之、

元和四年九月四日

實顯(阿野)

中院通村  
本

右一冊、以中院黃門通村本校合了、以朱所付右之本也、朱ノ小書、北島羽林筆也、

元八八十七日

實顯

延長八年、庚寅土佐の國にくたりて、承平五年、乙未京にのほりて、左大臣殿(忠朝)しら

河殿におはします御とも、にまうてたる、歌つかふまつれとあれはよめる、

百草のはなのかけまてうつしつゝをともかはらぬしら河の水

右貫之集第六卷にあり、此間六年也、彼日記者、此時にあらさる歟とみゆ、

藤原定家  
自筆本

〔土左日記〕

○前田  
家本

(奥書)  
んまれしもかへらぬものをわかやとにこまつのあるをみるか、なしき

とそいへる、なほあかすやあらん、またかくなん、

みしひこのまつのちとせにみましかはとほくかなしきわかれせましや

わすれかたく、ちをしきことおほかれと、えつくさす、とまれかうまれと

くやりてん、

爲令知其手跡之跡、如形寫留之、謀詐之輩、以他手跡多稱其筆、可謂奇恠、

文曆二年、乙未五月十三日、巳老病中、雖眼如盲、不慮之外、見紀氏自筆本、蓮華王院寶藏

料紙白紙、不打高一尺一寸三分許、廣一尺七寸二分許紙也、廿六枚、無軸、

表紙續白紙一枚、端聊折返、不立竹無軸

有外題 土左日記、貫之筆、

其書様、和歌非別行、定行、書之、聊有闕字、歌下無闕字、而書後詞、不堪感興、自

書寫之、昨今二個日終功、

其書様

外題

表紙

料紙

ノ御本

王院寶藏

貫之自筆

寫ス

一部ヲ模

自筆本ノ

定家貫之

承平五年二月是月

桑門明靜(藤原定家)

八九三



紀氏

延長八年任土左守

在國載五年六年之由

承平四年甲午五年乙未年事歟

今年乙未歷三百一年紙不朽損其字又鮮明也

不讀得所々多只任本書也

印

〔老人雑話〕

乾

貫之自筆の土佐日記は蓮華王院の什物也しを定家卿寫

定家自筆  
本ハ連歌  
師之的ヨ  
リ前田家  
ニ入ル

せる本連歌師玄的所にあり今は加賀前田の家藏となる定家の寫本全く自分

の筆力にうつし末二三葉をは貫之か自筆の本の大きに字の形をも模し

て書れたり是は後の世に貫之か書法を不知者是を法とせん爲とて跋に

書と是を以て見れば貫之か自筆は定家の時さへ至て稀也と見えたり今

時往々に人の家に貫之か真跡とて所持するは可笑事也定家の時までは

貫之自筆の本これあると見えて其本の大きをも圖して定家の本にあり

貫之か本は今絶ぬ定家の本は老人度々見たりしに貫之か書法かはり

たる字様也今時の贋物とは似たる物に非ず定家の本は今加賀より八

定家ノ時  
既ニ貫之  
ナノ筆蹟  
稀

貫之自筆  
本七本  
前田家  
ハ後ニ入  
條宮ニ入

上ス

土佐日記  
ノ異本

條殿へまいらすとぞ

〔織錦舎隨筆〕

上

土佐日記の異本 野道生といふ人の土佐日記附注と

いふものあり道生は今見えず凡例に疑しき事は羅山先生にさひてし

り其本に廿四日新司馬のはなむけし（はなむけ）とあり此新司を諸本皆講師とあ

りされどこの本の新司のかたまさりぬべし新司とは新任の國の官をさ

まていふなればこゝによくかなひたり附注の凡例に爲相卿のかゝれた

る本をもて標とすといへれば爲相卿の本にかくありしにや

〔群書一覽〕

三記行類

土佐日記 一卷 紀貫之

貫之土佐守になりて延長八年に彼國に下り六年の後承平五年に任はて

て京へ歸る時の記行なり此文つらゆきみつからしることをわざと

女のかきたりし日記のやうにいひなせり此事説々あり季吟の抄に云土

佐日記一卷いまだ善本をみす但京極黃門の蓮華王院の寶藏に得られし

といふを以て古本とせり略○中 萬治三年の刊本は本文に眞字をまじへて

書たり又妙壽院本といふ略○中 妙壽院は惺窩先生の事也

〔土佐日記抄〕

上

題號 土佐日記 定家卿の奥書に貫之の自筆にかく

承平五年二月是月

八九五

萬治三年  
刊本  
一名妙壽  
院本

冷泉爲相  
自筆本



北村季吟  
ノ土佐日  
記評

賀茂眞淵  
ノ土佐日  
記評

富士谷御  
杖ノ土佐  
日記評

承平五年二月是月

八九六

のことくかき給へるよしみえ侍り、此日記は、任はて、土佐よりのほり給へる道すからの紀行なり、文躰古風に、凡俗をはなれたる物なるへし、京極(定家)黄門の御自筆をうつせる本にもとつきつ、又妙壽院(命集)眞名をくはへ給ひし本侍に、所々かはれる事あるをも、しりへにならへしるし侍りて、をろをろ抄出し侍るかし。

〔邇飛麻那微〕

古今和歌集の序は、皇朝の歌の古意をは、深くもたごらす、中

略 同し人の書きつれど、土佐日記は、かの序よりまされり、かれは強てかき、是はあることをたゝに書きしなればなり、

〔北邊隨筆〕

伊勢物語略 中

土佐日記は、男もすなる、女の所爲にかきなし、をはりにとくやりてんごかゝれたる、日記は大かたのちの思ひ出のためなるを、とくやりてんごかゝくましき事なりと、わか同僚晁木のいへる、此説紀氏か肺肝なるへし、そのかみ罪をかしある人を流しつかはされける國にしも任せられたるを、ふかくはちいきとほられしよりの所爲なる事、くはしくは予か此日記燈にいへり、かへす、古書はおろかにみましきなり、

〔土佐日記燈〕 大旨

そも、此日記はじめには、女の所爲に書なし、をはりには、ごまれかくまれとくやりてむごかゝれたる、よく、めをどむべし、日記はもと實事を記し置て、後のおもひ出にこそすべき物なれ、大かたのめには、たゞ謙遜の詞也と見すべし、これ必ふかきいきごほりありて、かゝれたる物なりとは明らかなるなり、予つら、此記を見し事、年頃になりて、やう、おもひあたられし事共多し、中 此外、土佐國に配流の例猶多し、大かた罪ある者を配流せられしは、土佐國にはかぎらぬ事ながら、かく配流の例多し、しかのみならず、中 其頃土佐は伊豫國守管内の國といひ、拾芥抄云、土佐、中 七郡云々など見えたる國なり、貫之ぬし若年より和漢の才に長じ、ことにわが大御國ぶりに通じ、年ごろ官途にもまことをつくし、功勞いたくつもりたりしかば、大國上國にも任せらるべきに、土佐守に任せられたること、深き歎息なりしにこそとおぼしきなり、この延長八年より四十四年ばかり後なれど、本朝文粹卷六、倫寧朝臣が上表、おもひあたることなり、

土佐ハ罪  
人配流ノ

承平五年二月是月

八九七



貫之不平  
日記土佐  
ハ記テ佐  
スト著  
ノ著

略○中 これらをあはせておもふにもと土佐國中遠といひ、伊豫管内の國にして、類聚三代格仁和四年太政官符に、管内諸國云々見ゆれば、罪人を配せらるゝ處なれば、心よからざりしがうへに、おもひがけぬ人の、大國上國に任せらるゝも有ければ、土佐の任をふかくはぢられけることおもひやられたり、記中その意、言外にあふれて見ゆるが中に、この記、女の所爲とし、年紀も記せられず、土佐といふことをあらはにいはず、すべて女のしどけなきに書まざらばし、亡兒のなげきを、かへすゝ書つゝけられたるは、じめをはりの文氣、かならず故なくてはあるまじき事おもふべし、まかれども、いさゝかもあらはなる時は、おほやけに憚れば、たゞ心にこめてやみなんともおもはれつらめど、まのびがたさに、此日記はなりぬるにこそ、

六十四歳  
ト作ナリ  
ノ説

野道生が附注に、延喜五年古今集をえらばれしは三十四歳、天慶九年七十九歳にて卒せられたるよしあるされたり、これたしかにしかありきや、それはしらねど、これにしたがはゞ、貞觀十四年のうまれにて、土佐の下向延長八年は五十九歳、承平五年の歸京は六十四歳なり、ある人の勸物には、元

五十二歳  
ト作ナリ  
ノ説

土佐日記  
ト古今集  
トノ貫之  
歌比較

慶八年にうまれ、天慶九年に卒すとあり、これにしたがはゞ、延喜五年は二十二歳、延長八年は四十七歳、承平五年は五十二歳なり、此記中に、かしらみなしらけぬといひ、なゝそぢやそぢは海にあるものなりけりなごゝあるをもておもへば、附注のかたまさしくやともおぼゆれど、言といふ言倒語ならざるもなければ、その詞にもなづみかたし、さはいづれにもあれ、古今集をえらばれし延喜五年より承平五年までは、そのあはひ三十年なり、よにいふかひなきひとすら、三十年の功勞をつめば、何のざえもたちまさるならひなるを、ましてとしわかくて、古今集の撰者をもうけたまはれるばかりの貫之ぬし、三十年のらうおもひやるべし、されば古今集にいれる歌をば、貫之ぬしが眼目のごとく人みなおもひためれど、承平年間より見れば、未達の作なり、ふみも、亭子院大井河行幸の時の歌も、序もかゝれしは、昌泰元年と、古今著聞集卷十四に見えたれば、古今集より七年さきなり、附注たがはゞ、その三十八歳の時なり、うべこそ、ふみもうたも此日記にくらべて、勸物は、大井川行幸の時の序も、古今集中の歌も、雲泥死活のたがひめあれ、いとかみつよの人の言どもはいふもさらなれど、此京になりてはこの日記ば

土佐日記  
ハ貫之ノ  
傑作



かりのもの、略註よに貫之ぬしをたふとべども、その貴ぶ處古今集中の歌なり、されどそれかならず此ぬしが眞面目にはあらず、たゞこの記をもて、此ぬしが此ぬしたるをわきまへざるべし、

おほよそ、ふみのおやとすべきは、祝詞、宣命なり、されば、ふみかゝむには、ただ祝詞、宣命をのみまねぶべきことなれど、これは詞のつげさまをまねぶをいふには、詞のつげさま、おもへど、及がたき處あり、されどそれすらのちなるはさしもおほえず、まして後の物語ぶみどもは、まねば、まねびもせらるべくおほゆる詞づくりなるに、ひとりこの記の詞のつげさま、かみつよの祝詞、宣命にもをさく、おとらず、まねびうべうもおほえぬぞいとくすしき、おほかた言すくなにて、いさゝかゝざりたるけなくすくよかにて、句々語々つぶくとはなれたらむやうにて、一言一句も詞を直につけられざりける、此京にしてかゝる妙文あること、ひとへに此記のおこれる情と、公のはゝかるべきが、おのづから倒語の道にかなへればなるべし、おなじ人のかゝれたるなれど、大井河行幸の時の序などは、三十餘年のさきなるがうへに、おこる處此記にひとしからねば、語勢の似たる處も見ゆ

其文體評

富士谷成  
章及比同  
成均等ノ  
評士佐日記

れど、こと人のかけるやうなり、歌も古今集にいらたるにくらべては、その變化自在、さらにひとつにはいひがたし、かれつらく、おもふに、此日記すべてあげつらへるがごとく、かたくいふべからぬことにして、いはではえあらぬよりつけられたる詞なれば、おのづから言すくなにて、句々つぶくぶと連続せざるがごときなり、されば同作といへども、このぬしが作のこの記のごときものはなきなるべし、これにはことたがへる事なれども、袋草紙に、大様意にしみぬる事は、よろしきうたはいでくるものなり、然者道雅三位は、いと歌仙ともきこえざるに、齋宮にひそかにかよふ間のうたは、おほく秀逸なり云々とあるも、同日の論なるべし、亡父成章、わが叔父成均にいへらく、ふみかゝむとには、此記、伊勢物語などまねぶべし、その餘の物語ぶみどもは、詞つきいとめ、しければ、をのことはことに心あるべしといひけるこそ、其を、しくめ、しきはつよきよわきのけぢめに、よわきは理つまびらかに句々あひつゞきたればなり、古今此日記をあふがぬ人なけれども、この記のおこれる處をもたづねず、たゞうはべにてこれをさかむとのみするがゆゑに、つひにそのかたはらにもいたりたがたきなるべし、



されば今釋せる處もはらこの記のおこれる處詞のおこれるゆゑをとり、後の世はいはず、中昔以往は人々心ざすところことなる物なれど、歌もふみも、たゞいふべくいふべからざるを、本ところえなば、たとひそのころざすところまでにはいたらずとも、近きには及べきぞかし、さばかり此ぬしのはゞかりて、心を深く用ひ、公をやぶらじこのみせられし詞どもを、今あらはにいはんは、このぬしが徳をそこなふわざなれば、いとかしこけれど、かばかりひとつの脚結をだに、脚結は、よにいふてなはなり、七ぎりを装さへにおくべきかきり、挿頭をあいひ、中においふべきかきり、心づかひせられたりし倒語のやう、かみつよにをさく、おとらぬを辨じ、かの古今集の歌をば貫之ぬしが眞面目のごとくおもふ人々をおごろかして、學者のため、此ぬしが詞づくりの妙處を、しらしめまほしさに、えもださぬなりけり。

三月 乙未 朔 盡

一日、乙未、日食、

〔日本紀略〕

朱雀院

三月一日、乙未、日蝕、廢務、○扶桑略記裏書同シ

〔本朝統曆〕

六

三大朔、乙未、巳、四、日蝕、十四分強、辰、四、午、三、

二日、丙申、少僧都延善寂ス、

〔日本紀略〕

朱雀院

三月二日、丙申、少僧都延善卒、

〔僧綱補任〕

二

興福寺本 小僧都延善 三月二日入滅、〔朱雀院〕八十二

〔僧綱補任〕

二

興福寺本 權律師延善 延長三年三月廿三日任、法相宗、西

大寺、紀氏、七十二、右京人、紀氏、同六年閏八月廿八日轉正、七十五、承平元年十

月廿七日任、小僧都、七十八

〔三會定一記〕

一

同十七年、〔延善〕去年七月十二日宣講師、延善、〔西大寺〕法相宗、延長三年任律師、

承平元年任、少僧都、同五年卒、八十二才、

四日、戊戌、僧綱ノ請ニ依リ、畿内五十箇寺ヲシテ、來九月百講仁王會ヲ修セシム、

〔西宮記〕

○臨時一家 臨時仁王會 前田家 大永鈔本

〔東書〕承平五年三月四日吏部記云、昔天長六年、

廢務



請僧ニ布  
施ナシ  
勅使ヲ發  
遣セズ

中堂失火  
唐院等四  
十餘宇燒  
失ス

僅ニ佛像  
法具ヲ搬  
出ス

藥師佛ヲ  
搬出ス後  
百五十年  
建立以後

承平五年三月六日

護命僧都等請令畿內有封有供諸寺、修百講仁王會、朝廷許之行、僧綱依彼例  
進申文、官牒給綱所令行、仍今分配畿內五十寺、令修百講、來九月可修、其請僧  
無施、但設供不遣勅使、講了、寺家可上奏狀也、

六日、庚子、延曆寺燒亡ス、

〔日本紀略〕朱雀院 三月六日、庚子、比叡山中堂失火、唐院傍堂舍四十餘宇燒  
失、

〔扶桑略記〕朱雀天皇書 三月六日、庚子、申刻比叡中堂、鐘堂、食堂、雜舍、惣四  
十餘宇燒亡、但佛像并法具等、僅奉取出云々、

〔扶桑略記〕朱雀天皇 承平六年丙申三月六日、比叡山根本中堂火災、并傍  
堂舍四十餘宇燒亡、但藥師佛像等衆人扶出不燒、建立以後百五十年云々、一  
云、五年燒、

〔伊呂波字類抄〕諸寺知 中堂號根本一乘止觀院 延曆十九年、庚辰、依宣  
旨建立、略○中 承平六年丙申三月六日、火災、并堂舍四十字燒亡、但藥師佛像、衆  
人扶出不燒、建立以後、歷百五十年、有此災、根本燈明不滅也、安置藥師佛像三  
體、內一軀、傳教大師自手造立、一軀、惟首和尚、一軀、或人願、又坐七軀像、高二尺

立像、

〔九院佛閣抄〕 九院佛閣第一根本中堂、最初建立、合大寺并寺內外院、及諸國  
別院五十六處、

大寺號一乘止觀院後賜延曆寺額弘仁十 安置佛像卅一軀、  
四年、嵯峨御代、根本中堂、即此寺也、

本尊藥師木佛一軀、色、傳教大師自手造也、帳中 文、綵

同像一軀、別當長五尺五寸、身宿禰國道願大師檀越安、 惠御作、俗

同像一軀、長五尺五寸、身宿禰國道願大師檀越安、 惠御作、俗

同像七軀、內安之、願主不分明、 日光并像一軀、關白左大臣賴通所造主也、

日光并像一軀、關白左大臣賴通所造主也、

十二神將像、御堂關白道長所造、並綵色、

梵王像、帝釋像、四天王像、所造也、或元八部院安置、奉移中堂、 鞏乘、

示云、峯寺兩寺被移事在之、則目錄重可沙汰也、此外衣寺藥師、悉且寺藥  
師加三十二軀也、加此文殊三十三軀也、

師云、元四天王八部院ニ在ス、然而大師奉移中堂、并彼四天王內一軀、先

承平五年三月六日

九〇五

大寺根本  
中堂又一  
乘止觀院  
佛像ノ作  
最澄ノ作  
安惠ノ作  
惟首ノ作

九〇四



承平五年三月六日

立入中堂、而間悉被移之、

文殊聖像一軀、坐方座高二尺五寸、西谷昌生阿闍梨作也、千壽院二鉢作內一鉢橫川中堂ニテ、第十八座主時燒了、

已上安置中堂七間也、

北二間爲文殊堂、弘法、此本尊安置事、口傳在之、今號毘沙門堂是也、

文殊像一軀、長三尺、坐倚子、或本云、文殊三軀也、余并像無之、長二尺五寸云々、

普賢一軀、長同、座同、

彌勒像一軀、長同、座同、

師云、此三佛ノ土像ハ、三津百枝造奉大師云々、

已上各大師本願、

毗沙門天王像一軀、立高五尺、居半榻、兜跋國身、鉢細傳、教大師所造、社東向立云々、

同像一軀、立高五尺、居半榻、身鉢大、是俗別當參議國道所造、祕云、在帳中是也、復示云、南向也、

南二間爲經藏、今號大師堂是也、

傳教大師影像一軀、等身、示云、覺大師御影像、繪像也、

慈惠大師影像一軀、等身、口別紙、第五座主、在左、

大師御時、三堂各別也、智證大師治山之時、自元慶六年六月七日、至于仁和三

年十一月七日、首尾六年之間營造、合三堂爲一字也、法性房贈僧正治山之時、承平五年三月五日、未刻此堂燒亡畢、

〔比叡山諸堂建立記〕

一根本一乘止觀院、初號比叡山寺、又名大寺、亦曰根本中堂、○中略、

大師堂、在堂內南、

古號經藏、○中略、

毘沙門堂、在堂內北、

古號文殊堂、○中略、

右智證大師爲座主時、自元慶六年夏至仁和三年冬、三字合爲一殿、以中五間爲藥師堂、南二間爲經藏、北二間爲文殊堂、承平五年回祿之後、天元三年、慈惠大師爲座主時、以中七間爲藥師堂、以南二間爲大師堂、北二間爲文殊堂、

〔二代要記〕

朱雀天皇

（承平）

五年乙未三月六日、天台山中堂、前唐院、竝官舍私房三十

一所燒失、

〔華頂要略〕

天台百二十座主記一

第十三尊意和尚

（承平）

同五年未乙三月六日、庚子中堂

承平五年三月六日



中堂ノ常  
燈滅セズ

承平五年三月六日

九〇八

及唐院并官舍私房惣四十餘箇所燒亡、於諸尊像者悉奉取出、又根本中堂燈不滅云々、

〔園太曆〕

中堂常燈消滅事付常燈根元事 康永四年四月十四日、晴、抑延曆寺執當兼運僧都申送云、一昨日根本中堂常燈消滅云々、○中略

承平五年三月六日、中堂傍房舍卅餘宇燒亡、則中堂回祿、常燈不滅、本尊毗

沙門天等悉奉出、○中略

承平五年乙未三月五日、當堂回祿、常燈不消、移虛空藏堂、兼日有告

〔四大寺傳記〕

延曆寺上 叡岳伽藍佛像建立時代并供養以下事  
一中堂建立之事 ○中略

（實書） 朱雀院治、承平五年乙未三月十六日、中堂以下諸堂僧房四十餘个所燒失、

中堂本尊奉取出之、是依菅靈也云々、

〔神皇正統錄〕

上朱雀院 同五年乙未三月六日、比叡山中堂、菅丞相之祟ニ依テ燒亡、

〔高野春秋〕

四 承平五年乙未三月六日、導說、震火于延曆寺中堂、是以前菅靈、雖令師尊意豫不趣勅請不肯、故憤魂之噴火也、是前卷如註訓、菅相丞大師之後身也、故往往々誌其奇瑞

菅原道眞  
ルノ崇ニ依  
トノ説

常燈ヲ虛  
空藏堂ニ  
移ス

也、

○歷代編年集成、皇代曆、僧綱補任裏書、仁和寺舊記、仁壽鏡、異事ナキヲ以テ略ス、延曆寺燒亡ノコト、扶桑略記、伊呂波字類抄ハ六年三月六日ニ作ル、今、日本紀略、扶桑略記裏書、九院佛閣抄等ニ據リテ掲書ス、勅シテ、延曆寺ヲ造營セシムルコト、本月十七日ノ條ニ見ユ、

七日、辛丑下野守大中臣定行等、本任ノ放還ヲ待タズシテ、任符ヲ賜フ、

〔類聚符宣抄〕

八不待本任放還賜任符  
下野守從五位上大中臣朝臣定行 元丹後守

丹波守從五位上伴宿禰忠茂 元但馬守

右大納言正三位藤原朝臣恆佐宣、奉勅、件等人、宜不待本任放還、且請印任符、

承平五年三月七日

少外記内藏惟直奉

十七日、辛亥勅シテ、延曆寺ヲ造營セシム、

〔華頂要略〕

百二十天台座主記一 第十三尊意和尚 同五年乙未三月○中略 同十七日、蒙宣旨、造始中堂、

〔一代要記〕

朱雀天皇 五年乙未三月○中略 同十一日、蒙宣旨、造始中堂、

承平五年三月七日 十七日

九〇九

丹波守伴  
忠茂



承平五年三月十七日

九一〇

○延曆寺燒亡ノコト、本月六日ノ條ニ、根本中堂ノ造營成ルコト、天慶元年十月是月ノ條ニ見ユ、

四月乙丑朔盡

一日乙丑旬

御物忌中  
見參テ奏ス

〔本朝世紀〕天慶元年十月一日、甲戌、抑今明日御物忌也、然而依去承平五年

四月一日之例、雖御物忌、而奏聞見參文、

神祇祐助實姓關等、過狀ヲ進ム、

〔西宮記〕

臨時一前田家大永鈔本

〔英書〕承平五年四月一日、神祇祐助實、史氏行過狀、

五體不具  
穢ノ日數  
ヲ誤ル

給外記真實令續收、是有參議伊衡朝臣宅小兒、頭以下腹以上相連無四支、而助實勸文云、五躰不具也、可忌七日者、彼朝臣依此勸文、過七日參入內裏、令勸檢先例、延木十六年、內藏寮誤告、所責過狀也、○文、有此穢時、忌卅日、而依勸文、

○文、

四日戊辰、霜降ル、

〔扶桑略記〕

朱雀天皇書

四月四日、夜、霜降爲異、○神皇正統錄、和漢合運同シ、

七日辛未、擬階奏、

〔西宮記〕

四月不出御儀擬階奏

承平五年四月七日、貞公御記云、爲奏擬階奏、中納言一人參、而他納言參議一人不參、仍檢先例、寬平七年大納言一人、有奏行例、

承平五年四月一日 四日 七日

九一一

中納言一  
人參ル



承平五年四月十五日 二十七日 是月

依彼例令奏之、

〔北山抄〕

一 七年 年中要抄上事 四月

安和二年、上卿一人行之、  
貞觀例也、略○中有

此例云々

十五日卯大地震、

〔日本紀略〕

院 朱雀 四月十五日、己卯、地大震、

〔僧綱補任〕

〇 興福寺本 四月十五日、夜大地震、亥時云々、  
(養老) (承平五年) (四)

〔東大寺雜集錄〕

朱雀 一 乙未 三月十五日、夜大地震、  
(承平) (四)

〔扶桑略記〕

朱雀 二十五 裏書 四月七日、辰刻地震、

〇 七日地震ノコト、便宜合致ス、地震ノコト、二月十九日ノ條ニ見ユ、

二十七日、卯、祈雨ニ依リテ、諸社ニ奉幣ス、

〔扶桑略記〕

朱雀 二十五 裏書 四月廿七日、依祈雨奉幣諸社、

〇 祈雨御讀經ノコト、五月四日ノ條ニ見ユ、

是月、賀茂、平野、松尾祭ヲ停ム、

〔僧綱補任〕

〇 興福寺本 四月、賀茂、平野、松尾祭停止、  
(養老) (承平五年)

〔東大寺雜集錄〕

朱雀 一 乙未 三月六日、山門中堂已下四十餘宇燒失、仍加

茂、松尾祭停止、



三箇日ヲ  
限ル

承平五年五月四日 五日 九日

五月大甲午朔 盡

九一四

四日、丁酉百僧ヲ大極殿ニ請ジテ、雨ヲ祈ラシム、

〔日本紀略〕朱雀院 五月四日、丁酉請僧百口、於大極殿限三箇日、令讀大般若

經、爲祈甘雨也、

〔扶桑略記〕朱雀天皇書 五月四日、丁酉自今日三箇日、依祈雨於大極殿、以

百僧讀大般若經、

○祈雨奉幣ノコト、四月二十七日ノ條ニ見ユ、

五日、戊戌左少辨大江朝綱ヲシテ、大和新藥師寺金堂ノ破損ヲ實檢セシム、

〔東大寺要錄〕四諸會章五 村上御日記之狀

同年新藥師寺申請勅使、實檢爲大風吹倒御堂并雜舍文、副承平五年五月五

木工寮ヲ  
引奉ス

日、下大和國、左少辨大江朝綱等、率木工寮、實檢件寺金堂損色宣旨、

九日、壬寅東大寺講堂供養、

〔扶桑略記〕二十五裏書 五月九日、壬寅東大寺講堂并新佛開眼會也、請僧

一千口、

〔東大寺要錄〕七雜事章十 一講堂供養事 ○日中略文

新佛開眼  
會ヲ行フ  
請僧一千  
口

會行事

堂裝束

樂所ヲ設  
ク

供養ノ儀

承平五年五月九日、壬寅天晴、是日東大寺講堂并新佛開眼會也、權律師仁數、

從儀師玄延、本寺別當寬救、左大史坂上經行等、爲會行事也、所供一千僧、三百

僧、七百始自昨日、有堂裝束之事、堂闕外間引立花机十三前、居佛供四前、花

柱纏、以細布也、堂東西軒廊、并僧房大佛殿北廊、皆懸幡、同用柱纏、堂前中庭、搆舞

臺、敷其上、其舞臺上北端、花机二前、置行香具、同舞臺東西立七丈、幄四宇、爲樂所、東

各二字、南北妻立、東北高麗、南胡樂、西北大佛殿北廊、中門設大納言座、其東設

參議座、并花座、國守、同中門東西之廊、設諸大夫、外記、史生、左右史、及諸司座、自

西脇門以西、爲西衆僧之座、自東脇門以東、爲東衆僧之座也、卯一點、打行事鐘、

同二點、大納言藤原恆佐卿、參議同伊衡朝臣、當國守源清平朝臣、左少辨大江

朝臣綱、職事諸大夫等、并少外記、內藏、惟直、左大史、坂上經行、式部少丞、藤原雅

量、橘敏仲、大錄吉志公忠、少錄葛井清鑿、外記史生二人、左右史生各一人、官掌

式部史生、省掌等、一々著座、諸大夫及式部丞、錄相、分東西、就外 左右檢非違使

等、堂東西妻壇上立床子、祇候、禁止濫亂之輩、左衛門尉少尉、櫻井右衛門生、若

江善辰、一點、治部玄蕃、率祓甲衆僧、并唄、散花、梵音、錫杖、定座、樂人等、各集會東

承平五年五月九日

九一五



樂前大夫

佛師ヲシテ開眼セシム

樂ヲ奏ス

講師呪願ヲ迎フ

西馬道治部在西立蕃在東納各五十人甲各五十二人唄各二人散花各二人梵音各廿人定座三人治部立蕃五位各二人六位二人雅樂東西五人五位二人六位二人雜樂林邑在西訖即東西發樂音次樂前大夫平朝臣忠直高麗胡樂在東開眼師乘輿在東訖即東西發樂音次樂前大夫平朝臣忠直

大江朝臣朝望藤原朝臣惟遠山田宿禰武材并六位官人各二人率樂人自東

西僧房之所前南行自僧房南妻之橋行而東西折到中門之前下行各就幄座次

衆僧前治部少輔橘朝臣惟舊藤原朝臣仁行玄蕃源朝臣持忠藤原朝臣令問并六位官人各二人步行其後各率衆僧到舞臺東西之橋下而留立也衆僧自

舞臺上至堂前列立東西也次開眼師權律師令辰於舞臺之下而下輿至于堂

前自東西衆僧之中入以就禮盤次令佛師開眼其間誦佛眼真言三遍開眼誦

一遍申佛名三度衆僧隨取次第次衆僧還退省寮引衆僧至東西脇門之壇下

留立衆僧就座開眼師下訖即省寮各就座次新樂高麗林邑胡樂一々亂聲各

三度次四部樂同時亂聲於是連鼓之音動地百雷之響沸天誠是會日之盛觀

萬代之遺美焉次新樂高麗各發音雅樂寮率樂人東西列立自幄前南行此間

各二東西折至僧房南妻迎講師呪願講師權律師仁數呪願還向至舞臺之脚而

下輿自舞臺之上步行各昇高座樂前大夫等列樂人還各就本座次林邑樂發

音以菩薩四十人東西相分供花還却之次奏菩薩舞金冠羅列映日之光隨步

樂師寺大  
安寺等ノ  
僧侶供奉  
ス

勅樂

而低瓔珞翻翻綵雲之影遶身而落萬人觀之无不寓目也次以迦樓頻并天人

四十人相分供小佛供還次同奏迦樓頻舞霓裳斜曳天衆翹遊雲之衣繡羽高

聳迦樓翩舞風之翅嗟乎道俗尊卑相語云不知五天竺寺之物儀猶逢伽毗羅

城之舊會今日勝事記貽後昆樂師寺大安寺等相所供奉也訖東西唄起座自廊北壇下至中

門之前北折經舞臺至堂前就座次東西定座至舞臺各敷座具三遍禮佛了取

火爐至堂前列立唄發音定座東西分行次散花各起座至中門之前即東西列

頭引衆僧立散花之後散花發音昇舞臺次雅樂寮率四部樂一度發音新樂立

西散花之前高麗立東散花之前但林邑立西衆僧之後各至佛前東樂自東軒

廊南石齒東行至僧房之前南行經中門之前廻至西僧房又北向至北僧房東

折至東僧房南折廻軒廊至佛前西樂自佛前西向自軒廊南石齒至僧房北折

至北僧房東折至東僧房南折廻至中門之廊至西僧房北折至軒廊東折至堂

前東西共下各就本座次新樂發音梵音昇至堂前引行發音訖即還退次舞萬

歲樂勅樂訖高麗發音錫杖衆昇如梵音訖舞綾切勅樂訖導師陳事由次呪願

了導師呪願自高座下出堂雅樂寮列新樂高麗送導師呪願如初儀次林邑胡

樂發音舞按摩寺與福元興兩次舞蘇合勅樂次舞烏蘇寺相共奉次舞散手與



承平五年五月十六日 二十五日

九一八

元興兩寺次舞貴德寺相共奉西大兩次舞大平樂寺興福元興兩寺相共奉西大兩寺  
供次舞陵王勅樂次舞納蘇利兩寺供奉西大勅樂寺樂互以舞奏此間日暮入夜主  
殿寮秉燭事了上卿起座諸大夫已下同以退出云々

〔柳原家記錄〕

東八十八寺緣起之六 一醍醐天皇御宇延喜十七年十二月一日

大講堂三面僧坊燒失○其條此時御門騎馬ノ御幸北野天神朝家ヲ恨タテ  
マツリテ成シ給ヘル災也ト金剛藏王日藏上人ニ示給ケル其後承平五  
年五月九日ヲ大講堂造畢

十六日己酉公卿著座

〔西宮記〕

○臨時公卿著座事  
○前田家大永鈔本

承平五年五月十六日己酉々々時中納言伊望

著座

二十五日戊午政アリ

〔西宮記〕

○臨時公卿著座事  
○前田家大永鈔本

承平五年五月廿五日戊子天晴中納言藤原

扶幹卿參議藤原當幹朝臣聽政從此日左右大辨各依有身病不著結政所之  
間中辨以下申政竿可官奏之由左大臣被定仰也但無宣旨左大臣貞信公左  
大辨時望右大辨  
光淑

左右大辨  
病ニ依リ  
テ結政所  
ニ著カズ

六月甲子朔

二日乙丑政アリ

〔本朝世紀〕六月二日乙丑天晴中納言藤原扶幹卿參議藤原當幹朝臣聽政

結政所ニ  
著ス

參議左大辨平時望朝臣著結政所銜後左大臣參入

四日丁卯天陰雨降參議左大辨平時望朝臣著結政所

七日庚午天晴中納言藤原扶幹卿參議藤原師輔朝臣聽政

八日辛未天晴中納言藤原扶幹卿參議源清蔭朝臣藤原師輔朝臣聽政

九日壬申天晴中納言藤原扶幹卿參議左大辨平時望朝臣聽政有辨官申文

十日癸酉天晴中納言藤原實賴卿參議源清蔭朝臣聽政但實賴卿始聽政日

也有申文

十四日丁丑天晴中納言藤原實賴卿參議橘公賴朝臣藤原師輔朝臣聽政

廿日癸未天晴中納言藤原扶幹卿參議源是茂朝臣聽政

廿三日丙戌天晴中納言藤原扶幹卿參議藤原當幹朝臣聽政

廿五日戊子天晴中納言藤原扶幹卿參議源是茂朝臣聽政

廿六日己丑天晴中納言平伊望卿參議源是茂朝臣平時望朝臣聽政有申文

辨官申文  
アリ  
中納言實  
賴始テ政  
ヲ聽ク

承平五年六月二日

九一九



此日、伊望卿始聽政日也、

〔本朝世紀〕六月一日、甲子、天陰雨降、終日不止、上卿不參、仍無政、衙後、(是日)左大臣參入、

三日、丙寅、天晴、上卿遲參、仍無政、

四日、丁卯、天陰雨降、上卿不參、仍無政、

五日、戊辰、朝間陰、時々雨降、巳時之後、雲晴天明、更無雨氣、此日中納言藤原扶幹卿、著左衛門陣座、而參議不參、仍無政、

十五日、戊寅、天晴、參議源是茂朝臣、藤原師輔朝臣、著左衛門陣座、而上卿不參、仍無政、

十六日、己卯、天晴、參議藤原當幹朝臣、同師輔朝臣、就左衛門陣座、而上卿不參、仍無政、臨晚雨降、

十七日、庚辰、天晴、中納言藤原實賴卿、著左衛門陣座、而參議遲參、無政、

十九日、壬午、天晴、上卿不參、仍無政、

廿二日、乙酉、天晴、上卿不參、仍無政、

廿七日、庚寅、天氣時暝、降雨甚快、上卿遲參、仍無政、

中納言伊望卿始聽政、上卿不參、依リテ

上卿遲參、依リテ

中納言扶幹卿、著參議不參、依リテ

參議當幹等、陣座ニ就ク

○四日以降ノ政、及ビ三日以後上卿不參等ニ依リテ政ヲ行ハザルコト、便宜合斂ス、

三日、(丙寅)檢非違使ヲシテ、東大、興福兩寺雜人等ノ濫行ヲ糺サシム、

〔朝野群載〕

十一 令檢非違使糺濫行宣旨

權右中辨源朝臣公忠傳宣、大納言藤原朝臣恆佐宣、奉勅、爲令勸糺東大寺、興福寺雜人等濫行、差遣右衛門志比部貞直先了、而貞直依身病未罷向、宜以府生若江善邦改遣者、

承平五年六月三日

左大史尾張言鑿奉

五日、(戊辰)式部大輔等不參ニ依リテ、郡司讀奏ヲ停ム、

〔本朝世紀〕

六月三日、丙寅、天晴、此日以寅刻、中納言藤原實賴卿、參議源是茂

朝臣、藤原師輔朝臣、同刻之内參仕、次第始著座、以今月五日、可有郡司讀奏之由、大納言藤原恆佐卿、召仰少外記内藏維直已了、而依暮日、未召仰諸司、

五日、(戊辰)但郡司讀奏、依有式部輔障停止、

七日、(庚午)中務大輔等不參ニ依リテ、諸司夏衣服目錄ヲ申サズ、

〔本朝世紀〕六月七日、庚午、天晴、此日中務丞錄參著、申云、今日可申諸司夏衣

承平五年六月三日

五日

七日



服目錄而大少輔各有障不參須被定給代官(將カ)時申件目錄者當日不可被申之由被過難之間上卿著廳座已畢仍件省官人遂不(申カ)目錄空以還向

十日御體御下奏

内侍不參  
人依リ藏  
奏セシム

〔本朝世紀〕六月十日癸酉天晴于時神祇官依例候御體御下即依内侍不候

上卿起座付藏人所令奏外記候也

十一日月次祭神今食

大藏省ニ  
死穢アリ

〔本朝世紀〕六月十日癸酉天晴衙前中納言藤原扶幹卿參入著左仗座召大

藏少錄足羽豐逸仰云明日月次神今食祭日也(謂カ)今月四日夜大藏省有死穢者

事由如何申云件死穢有其實雖然官人等無觸彼穢但去承平二年九月□日

汲水之女墮於省井溺死也彼時省申事由於官々即定仰官與公文無穢之由

隨即件官公文等移度正藏院宛用公事之物仍雜色人等稱有彼例不觸申官

人等有取度官公文等正藏院者爰上卿仰外記令曳勘彼年月記無記其由仍

令申事由於左大臣即以右少史檜前忠明爲使被申送彼時知事之大納言藤

原恆佐卿其返報云慥以不覺者仍左大臣示送中納言藤原扶幹卿云召神祇

官可令卜彼省穢否之由者即召祐以下卜部已上於左近陣南軒廊給座席令

神祇官チ  
シテ軒廊  
御トテ行  
ハシム

卜事由(西上)即卜申云不可爲穢者仍以正藏院雜物依例供奉件祭已了

十一日甲戌天晴此日於神祇官齋院有月次并神今食祭事仍廢務在別記

〔北山抄〕

二 年中要抄下 六月 上卿就神祇官行之其儀齋院北屋爲神

殿南屋東壁下敷親王座(西面)其西敷大臣座(南面)延喜十五年十二月同十九

條承平五年六月 記○江次第同シ

十三日丙文章生試

〔類聚符宣抄〕九文章生試

學生蔭子正六位上藤原朝臣尹風

右大納言藤原朝臣恆佐宣奉勅件人宜仰式部省合奉文章生試者

承平五年六月十三日 少外記内藏惟直奉

學生正六位上藤原朝臣尹風

右中納言藤原朝臣扶幹宣奉勅件人宜仰式部省合奉文章生試者

承平五年八月廿八日 少外記多治實相奉

○八月二十八日更ニ藤原尹風ノ文章生試ヲ行フコト便宜合致ス

穢ト爲サ  
ズ正藏院雜  
物ヲ供進  
廢務



承平五年六月十三日

治部省度緣請印、

〔本朝世紀〕六月十三日、丙子、天晴、中納言藤原實賴卿、參議橘公賴朝臣、藤原師輔朝臣、聽政治部省度緣捺印、

山城八坂觀慶寺ヲ以テ、定額寺ト爲ス、

〔二十二社註式〕祇園社○中

人皇六十一代朱雀院承平五年六月十三日、官符云、應以觀慶寺爲定額寺事、  
字祇園寺、在山城國愛宕郡八坂鄉、地一町、檜皮葺三間堂一字、在此、檜皮葺三間禮  
堂一字、在此、安置藥師像一躰、脇士菩薩像二躰、觀音像一躰、二王毘頭盧一躰、  
大殿若經一部六百卷、神殿五間、檜皮葺一字、天神、婆利女、八王子、五間檜皮葺  
禮堂一字、右得山城國解僞、故常住寺十禪師傳燈大法師位圓如、去貞觀年中、  
奉爲建立也、或云、昔常住寺十禪師圓如大法師、依託宣、第五十六代清和天皇  
貞觀十八年、奉移山城國愛宕郡八坂鄉樹下、其後藤原昭宣（基體）、感威驗、壞運臺  
宇、建立精舍、今社壇是也、

〔參考〕

〔八坂神社記錄〕上 祇園執行日記九

字祇園寺

寺地

神殿

貞觀年中  
僧圓如ノ  
建立

藤原基經  
ノ再建

晴喜法印自筆記案

清和天皇以來、皇代并當社造立以來、代々聖主勅願等事、

清和天皇○中

祇園社

貞觀年中、南都沙門圓如上人始造立之、

〔鳩嶺雜日記〕石清水八幡宮、不入式神名式事○中

祇園社（本名觀慶寺）、貞觀年中、圓如大德建立、元慶年中、依神託、殊構精舍、撰式以前、  
被尊崇之、猶漏神名帳畢、兼直

〔日本紀略〕醍醐 天皇 延長四年六月廿六日、甲午、供養祇園天神堂、修行僧建立、

〔一代要記〕朱雀 天皇 四年甲午六月二十六日、甲午、修行者、初建祇園感神院社、

壇、或云  
五年

〔東寺長者補任〕一 （承平） 同四年六月初、建祇園社、○後七日御修法、阿闍梨名帳同シ、

〔東大寺雜集錄〕朱雀 一 四年甲午、六月廿六日、興福寺圓如法師、建立祇園天神、

是則移春日水屋、（承平） 五年六月廿六日、修行者、建祇園天神堂、已上、

〔皇代曆〕二 朱雀 天皇

承平五年六月十三日

九二五

元慶年中  
精舍ヲ構  
フトノ

延長四年  
建立說

承平四年  
建立說

本年六月  
二十六日  
建立說



承平五年六月十三日

九二六

彈正少疏阿蘇廣遠ノ課調ヲ免除ス、

〔政事要略〕五十九 交替雜事十九

太政官符民部省

應免除彈正少疏大初位下阿蘇公廣遠輸調事

右得彼臺承平二年七月廿三日解狀稱廣遠牒狀稱廣遠讚岐國大内郡白鳥鄉戶主阿蘇豐茂戶口也出自法曹任於見職而身帶初位未免課調謹檢令條初位長上免課役者今檢案内式部省去延長四年以來不造進季帳若依先例待季帳者獨符到國將期何年謹（檢方）去延長四年五月十七日官符稱阿波讚岐等國勘籍人暫以停止但諸國雜色人若有不獲止輩隨本司申將爲處分者依件官符諸司所申雜色人等不據季帳特下官符獨免課役是則令勤公之輩無貢賦之煩也今職事雜色（共七）其從事而長上番上勞逸差異望請被早言上免除課調者廣遠所陳非無其理者中納言從三位藤原朝臣扶幹宣奉勅依請者省宜承知依宣行之符到奉行

右少辨源朝臣

承平五年六月十三日

左少史善道朝臣

彈正臺解

式部省延  
長四年後  
季帳ヲ造  
進セズ  
延長四年  
ノ官符

薩摩守藤原作則本任ノ放還ヲ待ズシテ任符ヲ賜フ、

〔類聚符宣抄〕

八 任符事  
不待本任放還賜任符

薩摩守正六位上藤原朝臣作則元大監

右中納言藤原朝臣扶幹宣奉勅件人奉去承平三年貢綿使入京今依府解遷任薩摩守宜不待本任放還任符入請印者

承平五年六月十三日

少外記内藏惟直奉

十七日庚辰御在所飛香舍ニ於テ臨時御讀經ヲ修ス、

〔本朝世紀〕

六月十七日庚辰天晴此日以辰三刻屈名僧廿口於飛香舍御在所限三箇日令轉讀大般若經是臨時御讀經也

廿日癸未天晴以巳四點御讀經結願也

二十一日甲申内印アリ、

〔本朝世紀〕

六月廿一日甲申天晴中納言藤原扶幹卿參議藤原師輔朝臣聽政有内印

大神宮月次祭ヲ追行ス、

〔太神宮諸雜事記〕

一 朱雀天皇

承平五年六月祭使祭主神祇大副與生參著

承平五年六月十七日 二十一日

九二七

元大監

任符ニ請  
印ス

三箇日大  
般若經ヲ  
轉讀ス

結願



馬ノ産穢  
ニ依リテ  
延引ス  
氏人等祭  
主與生ヲ  
訴フ

公卿會議  
シテ與生  
ヲ賞ス

先例十七  
日ニ解除  
ヲ修ス

承平五年六月二十二日 二十八日

九二八

離宮院而十五日夜、彼宿房仁隨身駄落胎已畢、仍恐件穢氣不參宮、過七個日、以同廿一日參宮奉納官幣畢、爰傍官并大中臣氏人等內奏云、皇太神宮御祭式日有限、官幣進納之例、不過祭日者也、而祭主與生朝臣、恣稱故障之由、乍著離宮院、更過七個日參宮奉納官幣、此神事違例也、若有穢氣者、可從公家裁下歟者、以同廿九日被下宣旨、祭主與生、宮司時用等參上、於官庭陳申、件馬落胎之由、爰祭主與生辨申旨、有譽無怠、即奉公之忠、可被勸賞之由、公卿會議之由云々、

〔伊勢公卿勅使雜例〕官幣途中逗留例

(承平)同五年六月、月次祭、使祭主神祇大副與生也、而十五日官幣、氏人訴、然而與生辨申有譽、

二十二日、乙酉結政、是日、太政官解除ヲ追行ス、

〔本朝世紀〕六月廿二日、乙酉天晴、參議左大辨平時望朝臣、著結政所、此日太政官解除也、先例、以十七日有件解除、而彼日、相當臨時御讀經初日、仍所改定也、

二十八日、卯辛神宮、諸社及ビ山陽、南海兩道ノ諸名神ニ奉幣シテ、海賊追捕

ノコトヲ祈ル、

〔日本紀略〕

院朱雀

六月廿八日、辛卯、奉幣諸社、祈平海賊、

〔本朝世紀〕

六月廿一日、甲申、天晴、衙後、大納言藤原恆佐卿參入、著左仗座、被

定行、以來廿八日、可有臨時幣帛使之由、是海賊未平伏、仍爲祈禱也、伊勢、石清水、賀茂上、稻荷、春日、大神、住吉、此日召式部少丞橘敏仲、給宣旨、

廿八日、辛卯、天陰、微雨間々降、此日爲祈追捕海賊事、被奉幣帛京中諸社、并山陽、南海兩道諸名神、仍諸司廢務、先是大納言藤原恆佐卿、被定行件幣帛事、而俄有犬產之穢、請三日之暇、因之中納言藤原扶幹卿、當日早朝參入、著左近陣座、執奏之後、令捺印件幣帛使等官符、上不奏內案、又不經掌侍、卿起座、付藏人奏也、即以午二點、上卿著於八省院座、召使等一々給宣命、伊勢、大原、野、石清水、賀茂上下、山陽、南海、諸社、見長案、

廿八日、辛卯、天氣陰朦、微雨時々降、此日被發遣諸社臨時奉幣使、即是爲被祈可攘除海賊之由也、仍諸司廢務、八省裝束如常、早朝、右少史大窪則善、率左右史生官掌等、著於八省院行事、以巳四點、史生二人、同著八省嘉喜門東腋內座、即一人例、式入筥、進奉置上座、先例、上卿未著之前、令使部奉置件式篋、而此日、賀茂上下社、參議左兵衛督源是茂朝臣、在前著

承平五年六月二十八日

九二九

臨時奉幣  
使ヲ十一  
社ニ發遣  
セシム

廢務  
犬ノ産穢  
ニ依リテ  
延引ス

各宣命ヲ  
賜フ

八省院裝  
束

奉幣使發  
遣ノ儀



中納言扶  
幹陣座ニ  
テ大神宮  
使等ノ官  
符ニ捺印  
ス

大神宮宣  
命ノ宮ヲ  
御前ニ置  
ク命婦内  
代ト爲ル

承平五年六月二十八日

九三〇

座仍停使部以史生令奉置之但中納言藤原扶幹卿以辰三點參入著左近陣座令執奏捺印伊勢太神宮使并諸社山陽南海兩道神社使等官符之後起陣座以午二點率右中辨藤原朝臣在衡少外記內藏惟直內記菅原庶幾等著八省昭慶門內座上卿時有須臾起座經東廊內壇上著東福門內座西面次右中辨在衡朝臣少外記惟直內記庶幾等著同廊座南面其後有召使座南面于時外記惟直先以式篋進奉置上前還復本座次內記庶幾以伊勢太神宮宣命文入篋奉置於上前還復本座但命婦菅生冷子爲內侍代先於小安以下  
○海賊伊豫喜多郡ノ不動穀ヲ奪フコト四年是冬ノ條ニ太元帥法ヲ修シテ海賊ヲ祈禳セシムルコト六年三月五日ノ條ニ見ユ

七月大癸巳朔盛

十四日丙午外記不參ニ依リテ左少史ヲ外記代ト爲ス

〔類聚符宣抄〕六外記職掌

被中納言藤原朝臣扶幹宣云近日外記三人或依身病或觸產穢不參大外記菅野朝臣清方雖參局中依有所勞不堪從廳上之事宜使左少史善道維則爲外記代從廳上之役兼行雜務但清方朝臣參入局底可行例務者

承平五年七月十四日 主計頭兼大外記備後權介菅野朝臣清方奉

二十八日庚申相撲召合尋テ追相撲アリ

〔日本紀略〕朱雀院七月廿八日庚申今日於紫宸殿前相撲召合

廿九日辛酉追相撲

〔西宮記〕七月十六日相撲式九記云承平五年七月廿八日卯尅向賀茂祈方相撲可勝之由次有召參殿云々申云右大將保忠不可參云々今日奏誰人可奏乎仰

云延喜廿一年吾不參宰相中將兼輔奏左相撲文御記云先例未有中將奏聞之例而仁和三年五月六日十列奏宰相中將有實令奏依彼以兼輔令奏者然則宰相中將奏例在左無右加以去年右大將不參左右奏保忠左大將奏之今日事

承平五年七月十四日 二十八日

九三一

藤原師輔  
賀茂社ニ  
賀茂相撲  
方相撲ル  
勝ヲ祈ル



承平五年七月二十八日

九三二

相撲文ノ  
奏聞ハ申  
將ノ最ト  
ス

可依去年之例云々、參内云々、右大臣立軒廊東第一間、取奏文參上、予又立同(藤原師輔)所召奏、中將正明執文、自階下來、予答云、可令持少將若將監也、中將云、傍官云、取件奏授奏者、是中將之最也者云々、即取之付内侍、大臣不待召、降自東階、廻候簾中云々、上達部云、有樂之時召侍從、今日可召乎云々、予參御在所申大臣、大臣奏之、令藏人仰外記、又藏人親衛、於陣腋招大納言、仰云、可候簾前者云々、

大臣簾中  
ニ候ス

了還御、參殿、執申今日事、右奏左大將、猶可被奏、宰相中將奏例、在左無右、其中先帝御記、被注中將奏例、不免之由、雖然依當日上仰、可進退也、又召大納言、大臣、若内侍可仰也、而以藏人被仰、專違先例也云々、廿九日參内云々、左右遞奏、

樂ヲ奏ス

樂、申尅自殿仰云、先例相撲後日、王卿及醉、召内藏御服、若納殿唐綾給王卿、親以下參議以上二正、中少、是大臣所申行也云々、而早還御、仍無酒祿饗與云々、

還御ニ依  
リテ酒祿  
ノ興ナシ

參議伊衡云、大納言談云、昨日右大臣執奏之處、違先例、先例陣座、或於東階南腋取之、又中將取奏之時、將監執傳奏文、而中將取之、不似先例云々、已上九記、

左奏右奏  
ヲ奏ス

承平五年七月廿八日、相撲云々、左大將進左奏、右中將師輔進右奏、或云、左宰相中將有進奏例、未見權中將、師奏右奏云々、降自東階、共立南砌上取之、左少將師氏轉左奏、右將監最樹、轉右奏云々、廿九日、拔出云々、近衛次將就簾下、取瓜賜王公、

拔出  
瓜ヲ王公  
ニ賜フ

是日侍從无召參入、後日被勘責云々、初大納言恆佐云、寬平七年節代、左數甚多、而最後手右勝、爰右先奏納會利、左次欲進拔頭、式部卿本康親王令止云、先例、因最後手勝、右奏勝樂、後左奏羅龍王云々、於是改新樂亂聲、奏龍王也、或記云、承平五年七月廿八日、左兵衛佐共有障、以左馬助清景朝臣、爲代官云々、

龍王ヲ奏  
ス

承平五年七月廿八日、藏人左衛門少尉藤原親衛、召少外記内藏惟直、仰云、侍從等可召者、即差使部召之、

侍從等ヲ  
召ス

同五年七月廿九日、追相撲、次侍從座、先例、依宣旨敷之、而所司習昨日敷之、可云、違例云々、侍從等无召參入、仍外記差使、仰遣无召著座之由云々、

〔小野宮年中行事〕

七月廿八日相撲召合事 承平五年七月廿八日、貞信公御記

云、相撲召合也、而從昨有所煩、不能參入、藏人近衛、持來左擬、(忠平)近八人奏、樂人也、右近相撲奏、宰相中將奏、是依右大臣仰也、大臣候簾中、大納言侍御簾前、(忠平)右記

忠平病ニ  
依リテ參  
入セズ

〔續教訓抄〕 舞之部 壹越調 菩薩雙調 承平五年、相撲節、七月廿九日、拔出ノ日、秦王

承平五年七月二十八日

九三三

〔續教訓抄〕

ノ答舞ニ弄槍トイヘリ、抄同

承平五年、相撲節、七月廿九日、拔出ノ日、秦王

秦王ノ答  
舞ニ弄槍  
ヲ奏ス



承平五年七月二十八日

〔舞樂要錄〕 上 相撲節

〔承平〕  
同五年

召合 七月廿八日、

左、拔頭、

右、納蘇利、

拔出 同廿九日、

左、皇帝 秦王 太平樂 見蛇樂

右、古鳥蘇 弄槍 酣醉樂 貴德

宮内卿從三位藤原兼平薨ズ、

〔日本紀略〕院朱雀 七月廿八日、庚申、從三位宮内卿藤原兼平薨、

〔尊卑分脈〕藤良房孫

基經

兼平宮内卿從三位皇太后宮權大夫、琵琶上手、承平五七廿八薨、六十一號、琵琶宮内卿母二品式部卿忠良親王女

〔大鏡〕二太政大臣基經 御おのこゝ四人おはしき、略中 三郎にあたらせ給

しは、從三位して、宮内卿兼平の君と申てうせ給にき、さるは御母いとあて

におはす、みつよし（略）の式部卿のみこの御むすめにて、かへすくもやむこ  
となくおはすへかりし、

承平五年七月二十八日

九三五

九三四

琵琶ノ上  
手琵琶宮内  
卿ト號ス

拔出樂曲

召合樂曲



十三日、乙亥紀伊粉河寺火アリ、

〔粉河寺大卒都婆建立緣起〕夫粉河寺者、是大悲觀音出現利生之砌也、略中

尋其流來緣記、御寺別當湛譽時燒失之云々、

〔粉河寺緣起〕別當湛譽愁申寺燒亡得夢想第五

湛譽は、千巒か息、第五代の別當也、承平五年八月十三日の夜、俄に失火出來

て、湛譽か住房より始て、公私の文書、重代の財寶等、皆悉に灰燼となりぬ、氏

長者左衛門志氏宗議云、御寺の寶物内、童男行者著座筵、一、本願聖靈所持弓、

二、船主下向奥州時、天皇所賜劔、三、大刀自乞富所奉鏡、四、本願自筆置文、付封

廿代以後、可開之由被示箱、五、丹生大明神御託宣時、船主以延曆年中、造護法

殿、令神主伴山見鎮座祝狀、六、大河起請文、七、益繼未來記、八、等拂底て燒失し

畢ぬ、誠に火災は、湛譽か科に非すといへども、寺務の器に不堪か故に、別當

の職を放へし、仍氏長者の別當の次第には、湛譽を除て、永祐を入たり、千巒

の二男なり、于時、湛譽成悲て、觀音に祈申す、夢中に老僧來て告たまはく、汝

前生に沙門として、戒品を持ち、愆に僧房に火を放てることありき、戒品を

文書財寶  
燒失ス  
氏長者  
宗別當  
湛譽ヲ放ツ

湛譽ノ弟  
永祐ヲ別  
當トス

寺地  
大伴孔子  
古ノ開基

草創後百  
七十餘年  
ニ燒失ス

守しか故に、人身をうけたりといへども、放火の罪の故に此報を得たり、夢  
覺て宿報を知ぬ、然とも猶數年寺務して、職を嫡弟永祐に讓畢ぬ、

〔參考〕

〔紀伊續風土記〕

粉河莊下 那賀郡七

粉河寺

粉河寺開基は、寶龜元年、大

伴、孔子古の草創なり、緣起 葛城山の巒岡南の方に延縁して、別に峯を

起す者を風猛山といふ、山の左右幽谷茂林にして、人跡至ること稀なり、中

略 千巒の子湛譽あり、承平の時に當りて、本堂禮堂回祿の災に罹りて、舊物

多く此時に失へり、草創より此時まで 百七十餘年、○中略

當寺 勅號を補陀洛山施音教寺願成就院といふ、○中 第五代の別當湛譽

の時、承平五年八月十三日、夜本堂失火して、湛譽の住房まで延燒す、此時公

私文書、重代の寺寶、皆燒失す、中にも當寺の重器は、童男行者著坐、筵、本願孔

子古所持弓、船主奥州下向の時、天皇賜ひし劍、澁田、孀大刀自奉納の鏡、本願

自筆置文、丹生明神託宣、(時號カ)船主延曆護法殿を造る祝文、大河起請文、益繼未來

記、此等の重器皆燒失すといふ、



承平五年九月一日 七日

九月癸巳朔

九三八

一日癸巳左衛門少尉小野維幹等、群盜ヲ捕フルニ依リテ、物ヲ賜フ、

〔扶桑略記〕二十五卷 朱雀天皇書 九月一日、癸巳、左衛門少尉小野維幹、府生忠宗等、

捕得群盜十三人、仰内藏寮、給御服下品絹、

七日己亥、信濃勅旨駒牽ヲ追行ス、

〔九條殿御記〕駒牽家本 承平三年九月七日、己亥、天晴、參外記、上卿參議

右衛門督美濃守權帥等著左衛門陣、議云、去月十五日、可牽信濃勅旨御馬、申

延期、今日牽進云々、左衛門府饗、因例可奉仕、前例牽件御馬日之作法、外記政

畢後、因例著侍從所、其後還著左衛門陣、而今日上卿不參、隨無外記政、若可參

左近陣乎、爲當直可候此陣乎、慥不知上卿不參日之例、定云、駒牽日、必上卿參

入、奏御馬解文、然則今日、必上卿可參日也、參（候方）已下、直不可著此陣、猶參左近

陣、相待上卿、可著此陣云々、仍結政、了因例參陣、午時大納言恆佐卿、中納言扶

幹卿、伊望卿等參入、大納言云、右大臣、右大將等、今日不可被參入云々、然則參

者等、可著左衛門陣者、即著彼陣、酒饌如例、少納言辨等著座、三獻之後、因例召

侍從、此間大納言云、前例牽信濃馬日、親王等參入、此式日事也、而今日非式日、

御服ヲ賜

駒牽ノ作

法左衛門府

饗ヲ行フ

上卿不參

ニ依リ外

記政ナシ

結政終リ

テ陣座ニ

座次

第一親王

納言ノ上

ニ著座ス

圍碁ノ興

アリ

王公ニ馬

ヲ給フ

親王等若待召而可參乎、爲當雖無召使尙可參乎、諸卿慥不知其由云々、仍召

〔外方〕記實相、仰（云非方）式日之日親王參入事、待召（候方）非召參乎、可勘申者、實

相勘云、引勘年々日記、召由未記、但雖非式日親王參入之由所記也者、狐疑之

間、先帝（常明、式明、有明）五六七親王等參入著座、然則雖不待召參入之由、諸卿悟々、今日座次、

親王北面西上、納言已下南面西上、參議相別對座、其間公卿等云、第一親王者、

著納言上、自餘王敢不著云々、申時著平敷後、同時大納言奏解文、此間有圍碁

興、右金吾、府碁手如例、大納言返著後三四巡、了王公出大庭著床子、作法如例、

左右各取十疋、王公近衛府馬寮等、因例給馬、遺馬又左右取了、參内奏慶、其所

左近陣後廊、事了參殿、申今日行事、

十七日己酉、少外記多治實相ヲシテ、實錄大藏省御書所ニ候セシム、

〔類聚符宣抄〕十卷 可賜上日人々 實錄大藏御書所

少外記正六位上多治真人實相

右中納言從三位藤原朝臣扶幹宣、奉勅、宣令件人直實錄大藏省御書之所者、

承平五年九月十七日 大外記内藏時景 奉

二十一日癸丑、宣旨ヲ下シテ、神嘗祭ヲ追行セシメラル、

承平五年九月十七日 二十一日 九三九



〔伊勢公卿勅使雜例〕御祭式日延引例

承平五年九月祭式日延引

神衣祭及  
御調物ヲ  
供進ス

當月十四日、爲供奉神御衣祭并荷前御調物、宮司參向太神宮、令供奉神態之間、日晚入夜雨降、宇治河汎溢、往還不通、因之宮司神部等宿宮邊、十五日朝、外院有馬產事、麻續神部忠則隨身馱落胎云々、仍進怠狀了、依延喜例、可令供奉之由、

承平五年五月廿一日、被下宣旨、

是月、鳥ノ怪ニ依リテ御卜ヲ行フ、尋テ、天台座主尊意ヲシテ之ヲ祈禳セシム、

鳥算ヲ昨  
ヒ去ル  
不動法ヲ  
常寧殿ニ  
修ス

〔扶桑略記〕

二十五年 朱雀天皇

九月、時司時申算一枚鳥咋飛去、御占云、不吉、於常寧殿、囑座主尊意、七日之間、令修不動法、至第五日、鳥咋算飛來、置本所而去、已上

〔僧綱補任抄出〕

上

大僧都尊意、承平五年十月十五日、鳥入殿上、時司時

申算一枚咋之去畢、令卜占之、御藥兵革者、同日於仁壽殿始修文殊八字法、第三日、鳥咋算還來、置本所、

○僧綱補任抄出、十月十五日ニ係ク、今扶桑略記ニ據リテ揭書ス、

仁壽殿ニ  
始メテ文  
殊八字法  
ヲ修スト  
ノ説

唐人蔣丞勳、羊ヲ獻ズ、

〔日本紀略〕

朱雀院

九月□日、大唐吳越州人蔣丞勳來、獻羊數頭、



十月 壬戌朔 盡

一日、旬、是日、次侍從ヲ補ス、

〔西宮記〕十月後儀 吏部記、同五年十月一日、王公著宜陽殿、中納言扶幹卿、

令內豎召侍從、又仰太宰權帥公賴卿、行祿事、帥云、先例參議申日上行之、如內

辨奏行酒勅使、今日有上仰、頗非故實、○註于時辨少納言少數、仍少納言俊房、

請依先例、令諸大夫勸盃、日上許之、臨夜唱見參、是日、右大臣奉勅、補次侍從、大

陪殿上、不著 宜陽殿座、

七日、菊花宴、

〔日本紀略〕院朱雀 十月七日、於禁庭菊花宴、

〔西宮記〕菊宴 宴遊 承平五年十月七日、有菊花宴、垂母屋御簾撤畫御

座并大床子、庇中間立大床子二脚、例御 立置物御机二脚、南簀子東敷王卿座、

二 倚南面立墨客御屏風二帖、當南庇中間、庭上立文臺、用所 硯筒 南垣下敷文人

座、西上 其前種花、廊東邊樂人座、午剋一兩公卿參上、式部大輔元方獻題、藏人

式部丞經臣獻序、內藏寮給酒饌、次樂人參入、奏舞曲、文章博士維時爲講師、文

外侍臣獻歌、右衛門權佐 好事了給祿、時八同、

詩題

侍臣和歌  
才獻ス

鋪設

見參ヲ唱  
フ

王公宜陽  
殿ニ著ス  
祿ヲ行フ

大江維時  
詩ヲ好シ  
小野好古  
歌ヲ講ズ  
侍臣管絃  
ヲ奏ス

良源ハ台  
山ノ龍鳳  
義昭ハ南  
都ノ鶯子

良源基増  
ニ隨ヒ維  
摩會ニ赴  
ク

南北各四  
人ヲ抽選  
ス

〔北山抄〕三拾遺雜抄上 承平五年十月十七日、有菊花曲宴、撤畫御座、立

大床子、簀子鋪王卿座、召侍臣堪屬文之者、賜座於殿庭花下、以不獻詩之者、令

獻和歌、又召伶人令奏音樂、獻詩等訖、召維時令講詩、令好古講倭歌、音樂畢後、

令侍臣奏管絃、給祿有差、

十日、興福寺維摩會、

〔維摩會講師研學豎義次第〕承平五年、乙未、講師常源 年六十八、藤冊七、 法相宗、興福寺、 講率、氏已

研學善藏、年、 六十八、興福寺、法相宗、 豎義善藏、次延救、

〔三會定一記〕一 同五年、三月四日宣、 講師常源、法相宗、 豎義善藏、次延救、

〔扶桑略記〕朱雀天皇 十月、興福寺維摩會、講師天台基増、其時良源大法師

爲訪講師、匠得向奈良京、于時勅使左中辨藤原在衡、僉議云、良源是台山之龍

鳳也、義昭且南都之鶯子也、辨論之道、古今希類、爲第一番、互決雌雄、於是良源

言泉浪涌、流懸河辯、南北英才、共歸其德、其後嘉聲播揚、鼓動天下、已上、傳文、

〔慈慧大師傳〕朱雀天皇承平五年乙未、 隨基増赴維摩會、勅使左中辨藤原在衡

曰、法席南京之望刹、而其徒爲八萬鱗角、講匠北嶺之耆英、而其衆似三千鳳毛、

宜掄人才之高明、以露佛法之深奧、故南北各抽四人、良源 師其一也、衆相議令配義



良源義昭  
ヲ折破ス

昭々者南都義龍而德臘出於師者遠矣昭曰彼之少年豈我偶乎時仁敷有宿望竊招昭曰源雖少俊才英德可觀何齒齡云乎哉推爲偶講平城六群之衆藏面按杖邀於路曰汝口猶乳臭曷能當吾昭公若詞理不明國有恆刑竹杖婆羅門之於身子是其證也師如不聽勝氣籠霄罪談卷霧六群之黨投杖拱手悔耻前言後師與覺慧侍相府之修法相公隔簾指師而曰是維摩講會波瀾莫二者歟散筵之日留師約來緣

十二日西僧綱ヲ任ズ

〔僧綱補任〕

○興福寺本

法 眼尊意 十月十二日任小僧都山座主〔朱卷下同シ〕七十二

律 師濟高 同日任小僧都東寺別當七十九○高野春秋十二日二作ル

會理 同日任權小僧都六十七

令辰 同日任權小僧都八十

權律師平源 同日轉正七十五

恩訓 同日轉正七十七

仁敷 同日轉正六十一

貞崇 同日轉正東寺別當

隆寶 同日任法相宗東大寺戒壇和尚內供七十八

基高 同日任法相宗興福寺已講勞七十三

禪喜 同日任天台宗延曆寺已講勞六十二

寬鑿 同日任法相宗東大寺已講勞陸奧國人坂上氏六十五

義海 同日任天台宗延曆寺玄鑿法橋弟子豐前國人宇佐氏六十四

〔北山抄〕

六 任僧綱事略記

近例勅使給宣命即授少納言向綱所云々太政官

式云勅使以宣命授少納言受而就座宣制云々又式部記文有官吏生座無外記史生座授辨臨期授少納言歟而承平五年有外記史生座於是付少納言歟

承平五年〔(原卷)〕左大臣仰辨令誠所司并綱所召內記令進舊年宣命草仰陣官人召

陣硯紙召外記自書僧名內記取硯并黃紙候之即令書宣命草畢又令書正文令中

納言實賴卿奏之此間召外記問所司具否令仰代官先例不大臣以宣命授參

議師輔朝臣率少納言辨外記史生向綱所云々令立標并堂上床子打集會鐘

僧綱自西腋門就堂上座次勅使率所司入自南門就行立標立定昇堂上就床

忠平自ラ  
僧名ヲ書  
ス内記宣命  
ヲ黃紙ニ  
書ス  
集會ノ鐘  
ヲ打ツ



子、少納言就宣命床子、宣制云々、

二十一日、壬辰平將門、伯父平良正等、卜常陸二戰、ヒテ之ヲ破ル、

〔將門記〕

○上略、將門、伯父平國香ヲ殺ス、コ、貞盛情檢案内、凡將門非本意敵

斯源氏之縁坐也、者、資強、賤者隨貴、弱苟貞盛在守器之職、須歸官都、可增官勇、而

孀母在堂、非子誰養、田地有數、非我誰領、睦於將門、通芳操於花夷、流比翼於國

家、仍具舉此由、慙斯可者、乃擬對面之間、故上總介高望王之妾子平良正、亦將

門次之伯父也、而介良兼朝臣與良正兄弟之上、乍兩彼常陸前掾源護之因縁

也、護常嘆息子扶隆繁等、爲將門被害之由、然而介良兼居於上總國、未執此事、

良正獨追慕因縁、如車舞廻於常陸地、爰良正偏就外縁愁、卒忘肉親之道、仍企

干戈之計、誅將門之身、于時良正之因縁、見其威猛之勵、雖未知勝負之由、兼莞

爾熙怡而已、字書曰、莞爾者、倭言都波惠卒也、上音官反、下音伊反、任理負楯、依實立

出、將門傳聞此言、以承平五年十月廿一日、忽向彼國新治郡川曲村、則良將揚

聲、如案討合、棄命各合戰、然而將門有運既勝、良正無運遂負也、射取者六十餘

人、逃隱者不知其數、然以其廿二日、將門歸於本郷、○下略、將門、伯父平良兼ト

ノ月二十六日、

貞盛將門  
ニ對面セ  
將門ノス  
父良正ト  
源護

良正護ノ  
爲ニ將門  
ヲ誅セン  
ト圖ル

將門逆襲  
ス

翌日本郷  
ニ歸ル

十一月壬辰朔

一日、壬辰旬、御曆奏、

〔九條殿記〕

○年中行事本 十一月一日奏御曆事 承平五年十一月一日、壬辰、

天晴、午時參殿、仰云、依御曆奏、欲御南殿云々、而我（也中）依心神不例、不堪參入、但闈

司奏諸衛番奏之後、有勅答、又承和例、天皇御酒三巡之後、還御本殿、親王公卿

於左近陣數盃至醉、以此例被行如何、又勅答闈司奏後、仰云、令申番奏、勅答置

者、若有次、此由語申、右大臣者、即參內、御消息趣欲申、大臣、而予未參之前、大臣

差權左中辨公忠朝臣、被奉（也中）大殿御消息、趣云、今日若必可御出、歟、可然者、可被

行雜事如何、爲蒙處分奉入云々、御報云、須早參入、而依心神惱不能參入、但今

日事、依舊例可被行者、而御使往還之間、及未四尅、已爲黃昏、仍不御出、申時右

大臣罷出、同時予參殿、但上達（也中）陪於左近陣、至干人屯食、定有御酒事云々、

〔政事要略〕

○十月五日 朔 年中行事二十五 承平五年十一月、旬、近衛召儲樂人、

而左大臣不參、右大臣使藏人權右中辨公忠、問今日可行事、左大臣報云、承和

十二年、有帝還御、王公退候陣座、取見參之例、若可奏樂、隨狀被定行耳云々、使

還之間、逮申初、爰右大臣奏、太后因逮晚、停御南殿、使公忠以不御狀仰公卿、是

承平五年十一月一日

九四七

闈司奏諸  
衛番奏ノ  
後勅答ア  
リ

樂ヲ奏ス

皇太后晚  
依及テ出



御ヲ停メ  
ラル

承平五年十一月二十四日 二十七日

九四八

日民部卿伊望卿云先例諸旬上酒三獻即必有奏樂故無樂時二獻後帝還後  
寢

二十四日、乙卯、新嘗會、

〔政事要略〕

二十六年 年中行事二十六 吏部記承平五年十一月九日右中  
將師輔朝臣來語次陳云新嘗會夕上起座于時无大將即依无近年例暫不警

右中將師  
輔警蹕ヲ  
稱ス

大納言恆佐卿願命警即警蹕无大將時中將參議警蹕是舊例、

〔江次第〕

十一月 以小忌人爲祿所勅使例

內辨仲平

承平五年 參議 九條殿、  
內辨 右大臣、

大將不候參議中將稱警同上、

殿上五節  
ナシ

無殿上五節 同年、

○政事要略江次第竝ニ日時ヲ闕ク今恆例ニ據リテ式日ニ掲書ス、

二十七日、戊午、大宰府ノ史生二員ヲ停メ、檢非違使正權各一員ヲ增置ス、

〔符宣抄〕

別本

太政官符大宰府

應停史生二員、加置檢非違使正權各一人事、

大宰府ノ  
奏狀

右參議權帥正四位下橘公頼奏狀稱云々望請停史生二人、加置檢非違使二  
人者、大納言正三位藤原朝臣恆佐宣奉勅正權各一人、依請者云々、

承平五年十一月廿七日

太政官符大宰府

應檢非違使得替解任事

右同前奏狀稱云々望請正員權任不據   替人到將得解任者同宣奉勅、  
正員依請者、

承平五年十一月廿七日

是月、文章博士大江維時始メテ文選ヲ大學北堂ニ講ズ、

〔日本紀略〕

朱雀院 十一月某日、文章博士大江維時始講文選、

〔本朝文粹〕

九 序 乙 人事 七言、北堂文選竟宴各詠句得遠念賢士風、

菅三品

聖主膺籙之六載、承平開元之五年、朝野清平、風雲律呂、仁澤潤於木石、文教被  
乎華夷、時屬仲冬、微陽應節、翰林江學士大夫始授文選於諸生、蓋朝議也、○下

承平五年十一月是月

九四九

替テ得テ  
解任セシム



承平五年十一月是月  
選ノ講竟ハルコトニカ、ル、天  
慶二年十月是月ノ條ニ收ム、

醍醐天皇ノ女御藤原和香子卒ス、

〔一代要記〕

醍醐天皇  
後宮

女御正五位下藤原和香子

承平五年十一月卒、右大

將定國女、

〔尊卑分脈〕

藤氏  
高藤孫

定國

和香子

醍醐天皇女御、正五位下、號大將御息所、  
母同有好、有實、女

〔後撰和歌集〕

朱雀院の櫻の面白き事と延光朝臣のかたり侍り  
春歌中

ければ、見るやうもあらまし物をなご昔を思ひ出て、

大將御息所

かす我になつけそ櫻花人傳にやはきかむと思ひし

○藤原和香子ヲ女御ト爲スコト、延長三年十二月十日ノ條ニ見ユ、

大將御息所ト號ス

十二月大辛酉盡

一日、辛酉、賀茂臨時祭、

〔西宮記〕

六前田家本  
賀茂臨時祭

承平五年十一月十六日、臨時祭調樂、

前月調樂ヲ行フ  
奉幣毎ニ御拜アラセラル

主殿燎庭火云々、召左近將監上毛野時生爲人長、而歌遊漏闌、五位以上給單  
掛、六位疋絹了、同十二月一日祭云々、使捧御幣三个度、宸儀依次第奉拜云々、

二日、成明親王、孝經竟宴ヲ凝華舍ニ行ハセラル、

〔日本紀略〕

朱雀院

十二月二日、壬戌、先帝第十四親王、成明、讀御註孝經之、有  
竟宴事、於凝華舍、召文人賦詩、序者大内記紀在昌、  
書同、

○成明親王御讀書始ノコト、二年二月二十三日ノ條ニ見ユ、

中納言藤原實賴ノ男女、元服著裳ス、

〔西宮記〕

十一前田家本  
殿上童元服

承平五十二二、世重信參入、召御前、

拜、給御衣一襲、青色、拜舞、

承平五年十二月二日、吏部記云、至左衛門督家、依一男二女元服也云々、主  
人召冠者敦敏、賜圓座、於公卿座前、諸大夫傳巾櫛具、  
子等納櫛管蓋一人、巾刀

孟加朝忠理髮、余加冠了、設饗、冠者改服拜云々、了主人御冠者、次留、次管絃、  
重明親王  
加冠ト爲  
ラル

承平五年十二月一日、二日

文人ヲ召  
シ詩ヲ賦  
セシム

重信ヲ御  
前ニ召シ  
テ御衣ヲ  
賜フ  
重信拜舞  
ス

重明親王  
加冠ト爲  
ラル



引出物ア

承平五年十二月三日

纏頭等事、又親王馬、理髮鷹云々、

九五二

〔花鳥餘情〕

桐壺

同記

承平五年十二月二日、左衛門督男元服云々、纏頭王

公及理髮者、二親王には各馬一疋、理髮加鷹、

〔紀貫之集〕

賀部

承平五年十二月、左衛門督殿の男女きみたち、元服し、も

き給ふ夜よめる、

大原やをしほの山の小松原はやこたかゝれ千世のかけみん和歌集

同

〔紀貫之集〕

雜部

承平五年十二月に、左衛門督殿の男女きんたちの、かう

ふりし、裳きしたまふ夜、殿へ、

今日までに昔の人のあらませは諸共にこそゑみてみましか

とて奉るに、御返し、

むかしへをこふる心のあるか上に君をけふみて又そ戀しき

三日、亥唐物使藏人藤原親盛ヲ大宰府ニ發遣ス、

〔公忠朝臣集〕

承平五年十二月三日、

から物の使に、藏人左衛門尉藤原の親

盛かまかりけるに、餞し侍とて、盛ヲ親衛ニ作ル、

藤原朝忠ノ餞別歌

實賴貫之ト贈答ス

藤原朝忠ノ餞別歌

藤原敦忠ノ餞別歌

別るゝか侘しき物はいつしかとあひみん事を思ふなりけり

〔朝忠集〕

家集本

十一月、右兵衛尉藤原親盛、からものゝつかひにきたる

に、わかれをおしむとて、人々歌よみけるに、

別ちのいことなればからにしきこひてゆくへきかたならなくに

〔新千載和歌集〕

離別歌

朱雀院の御時、藤原親盛か、唐物の使に罷りける

に、金の燧に沈のほくそを、忍摺の袋に入れて遣すとて、よみ侍りける、

權中納言敦忠

うちつけに思ひや出つと古里の忍草して摺れるなりけり

○藤原親盛發遣ノコト、朝忠集十一月ニ作ル、今公忠朝臣集ニ據リテ

掲書ス、

四日、甲子拒捍使ヲ攝津ニ發遣ス、

〔朝野群載〕

遣拒捍使

被別當宣備、今日奉勅宣旨備、勘糺攝津國正稅成拒捍之輩、可遣官人一人者、

宜遣左衛門府生大原忠宗者、

承平五年十二月四日

左衛門少志尾塞有安奉

承平五年十二月四日

九五三



承平五年十二月十日 十一日

十日、庚午御體御卜奏、

九五四

〔九條殿記〕

○年中行事 御體御卜

承平五年十二月十日、庚午、天晴、巳時參

其儀

內侍東檻  
二臨ム

外記、日上中納言藤原扶幹卿、午時著侍從所、同時參陣、此日奏御體御卜、未時神祇官參入、捧御卜案文、暨立敷政門外、々記參入、執申神祇官參入之由、上卿仰云、令進御卜案文者、外記奉仰退出、少副大中臣賴基、取御卜案文、覽上卿案文、挾挿退出、上卿召外記、仰云、可奏御卜之由、示內侍者、其間神祇官人捧御卜案、立軒廊東第二間、副祐史等合四退、出入用敷政其後內侍臨東檻、上卿立座、暫立軒廊西二間、昇案參入之時公卿退出少外記、惟直、率神祇少副賴基、進至案下、其間上卿升立紫震殿東階前壇上、賴基跪、取御卜筮授外記、此間獨立、外記進跪奉上卿、々々受取、升自東階、授內侍、還著本座、此間神祇官人參撤案、其後上卿退出、先例、內侍經奏之由、示上卿、待彼告後、上卿罷出、而此度不待其告退出、似違失、

〔北山抄〕

六月 年中要抄御卜事

延長五年十二月記云、依大內穢、付內侍所、

內侍代奏後、出南殿、給件奏、上卿還著陣座、仰外記、依例令行云々、件記雖有所誤、有勅答例也、又見承平五年十二月九條記、其後文筮返給自內侍所、

十一日、辛未、月次祭、

圍碁アリ

〔政事要略〕

二十八年 年中行事 二十八年 十一月次祭事

吏部記、承平五年十二月十一日

云々、先是召少納言藤原俊房、與右中辨藤原在衡、令圍碁、

十三日、癸酉、官奏、公卿ヲシテ、武藏減省ノ事ヲ定申サシム、

〔西宮記〕

○臨時一官奏 前田家大永鈔本

可定申文

武藏國申請被一任間、例減省外重減省、延長三年以後、交替員正稅雜稻冊

一萬七千三百廿二束二把事、代々減省、不載正稅、而初申重減、省多載正稅、其許否、令諸卿定申、

右奏了、右中辨藤原承平五年十二月十三日、左大史張言鑿、

十七日、丑、除目、

〔公卿補任〕

五 參議正四位下源是茂、

五 左兵衛督、十二月十七日兼勘解

由長官、

〔公卿補任〕

五 參議正四位下大江維時、

三 同五十二二十七兼式部

少輔、

〔敘位除目執筆抄〕

承平五十二十六京官、十七日 執筆、大納言

〔公卿補任〕

五 參議從四位上紀淑光

右大辨、勘長官、十二月日辭之、

承平五年十二月十三日 十七日

九五五

例減ノ外  
重ネテ減  
省ス



○紀淑光勘解由長官ヲ辭スルコト、便宜合致ス、

二十日庚辰結政、

〔西宮記〕

○臨時一前田家大永鈔本

〔同〕五年十二月廿日、依左大臣仰、參議當幹朝

結政所ニ  
テ捺印ス  
辨官ヲ少  
納言代ト  
ス

臣、就結政所合捺印符、符二通云々、但今日少納言各有障不參入、仍蒙左大臣  
宣、以左少辨源相職爲少納言代云々、

二十四日甲申權少僧都會理寂ス、

〔東寺長者補任〕

一 律師會理

十二月廿四日卒、六十四宗叡、聖寶兩僧正

弟子、禪念律師入壇資、重受延喜十五年十二月廿五日任東寺凡僧別當、延長  
六年潤八月廿六日任權律師、宣命、木佛、繪像共究竟云々、

木佛畫像  
ニ巧ナリ

〔僧綱補任〕

○二興福寺本

律師會理 十二月廿七日入滅、六十七

〔三寶院文書〕

○六十一山城

過去帳 廿四日 瓦 地藏并

〔會理僧都〕

承平五十二、八十四入

〔僧綱補任〕

○二興福寺本

權律師會理 延長六年閏八月廿八日任、眞言宗

官歴

東寺、同七年任東寺別當、

〔東寺長者補任〕

一 權律師會理 延長八年後七日法、九月廿二日、於廣隆

寺、令修孔雀經法、御藥御祈也、依爲御神事、於禁中不修之、彼寺當養者方之故  
也、請僧廿一口、七今日、不斷奉仕、李部重明王記云、延長八年七月十五日、主上  
御惱、自九月廿一日、可始行孔雀經法、主上云、發向伊勢幣使、不可出七日、齋日  
〔在力〕左近、不可於禁法事、右少辨公忠奏曰、事已始行、不可停廢、將廣隆寺令奉修上  
件寺當養者故也、其法會、會理律師爲阿闍梨、請僧廿一口、七今日、不斷奉仕、第  
二日、退位、結願次日、御崩、承平元年十月廿七日轉正、宣命、同五年十月十二日  
任權少僧都、宣命、

〔血脈抄〕

禪定法皇 付法十三人、

權少僧都

〔會理〕生季五十四

元東寺凡僧別當、後任律師、加東寺長者、宗叡灌頂

〔會理僧都〕木像繪像、極於其能

〔血脈類集記〕

二灌頂本朝眞言傳法

禪定法皇

付法十三人、略中

會理 年五十四、金剛界受宗叡胎藏界受禪念、少僧都、廣隆寺別當、薦卅五、  
繪工、二長者、承平五年十二月廿四日入滅、八十一、或不分明云々、

法系  
法皇ノ付  
宗叡ノ弟  
子



承平五年十二月二十四日

九五八

會理事 次第云、俗氏不分明、宗叡受法弟子也、延長六年閏八月廿八

日任權師、同十二月加二長者、承平五年十月少僧都、或入滅日不分明

云々、已上

五代宗叡弟子 權律師禪念 付法七人、○中

會理 僧都

〔東寶記〕

灌頂院 佛寶中 一祖師名字○中

東寺北壁影○中

私云、脇士像一々不詳其名字、舊記所載纔以如斯、抑禪林僧正門資數輩、會

理僧都、殊所以圖加峯數禪念兩人影者、○中 會理延長六年加任、從延喜八

年至今年、經廿一年、承平五年十二月廿四日入滅、年八十四、  
騰六十三又彼會理者宗

叡聖寶兩僧正弟子、隨禪念律師、重受灌頂、爲受法師範、故令圖之歟、

○會理、東寺ニ於テ、法皇ヨリ灌頂ヲ授ケラル、コト、延喜八年五月三

日ノ條ニ見ユ、

〔參考〕

〔東寺百合文書〕

○山城 古文書一之十六

承平五年十月廿五日、東寺傳法供

禪念ノ弟

峰數禪念ノ影像ヲ圖ス

聖寶ノ弟

自署

家牒、

(自署)

拾枝權少僧都會理

二十五日、乙、荷前、

〔九條殿記〕

○年中行事 九條家本 荷前事

(前書「不參」) 承平五年十二月廿五日、乙酉、有荷前事、依

當殊固之身忌、閉門戶也、已時召使來云、大外記清方仰云、使參議以上、多申障

不參、早可參入者、依殊固忌、稱罷去他處之由、(前書「物忌日不參神社山陵」也)前日大閣仰云、故高階忠

岑真人云、物忌日者、不可參向神社及山陵、是古人所傳也云々、彼真人、能習陰

陽之道、知如此事之者也者、承此仰之後、所障尤多、仍不參入耳、

〔北山抄〕

○二年 中要抄下 十二月 荷前事

安和二年、令勘申幼主御時例、承平○中 五年、不

出御、○江次

二十七日、丁、天台座主尊意、上表シテ僧都ヲ辭ス、

承平五年十二月二十五日 二十七日

九五九

藤原師輔 堅固ノ物忌ニ籠ル

物忌ノ日 神社山陵ニ參向セズ

御幼年ニ依リ出御ス



〔小右記〕

治安三年十二月十六日乙亥（實稱）故殿承平五年十二月廿七日御記云、右大將中納言參陣、比叡尊意僧都奉辭退僧都之表、右大將奉仰欲返給之、依舊例、以侍從爲使、爲令寫上表召內記、而悉申礙不參、仍今日不返給云々、

二十九日（丑）前常陸大掾源護ノ告訴ニ依リ、官符ヲ下シテ、護及ビ平將門、同眞樹等ヲ召進メシム、

〔將門記〕

近衛番長等ヲ下總常陸下野ニ下ス

○上略將門、平良兼等ト戰フコトニカ、然間依前大掾源護之告狀、件護并犯人平將門、及眞樹等可召進之由官符、去承平五年十二月廿九日府（符）同六年九月七日到來、差左近衛番長正六位上英保純行、同姓氏立字自加支興等、被下常陸下毛下總等之國、○下略將門ノ罪ヲ赦スコトニカ、

〔今昔物語〕

五十二 平將門發謀反被誅語第一

將門惡行ヲ以テ業トス

○上略將門、國香ヲ殺スコトニ其ノ後、將門常ニ事ニ觸テ、親キ類伴ト、隙无ク合戦シケ、或ハ多ク人ノ家ヲ燒キ失ヒ、或ハ（ア）數人ノ命ヲ煞ス、如此ク惡行ミチノ業トシケ、其ノ近隣ノ國々ノ多ノ民、田畠作事モ忘レ、公事ヲ勤ル隙モ无シ、然レバ、國々ノ民此レヲ歎悲テ、國解ヲ以テ、公ニ此ノ由ヲ申シ上タル公聞食シ驚カセ給テ、速ニ將門ヲ召シ、可被問由ヲ宣旨ヲ被下ス、○下略將門ノ罪ヲ

赦スコトニカ、ル、七年四月七日ノ條ニ收ム、

三十日（寅）大祓、追儺、是日、新羅人殺害ノコトニ依リテ、官符ヲ大宰府ニ下ス、

〔日本紀略〕

朱雀院 十二月卅日、庚寅、賜官符於太宰府、殺害新羅人事、

〔西宮記〕

○七 前田家本 外記政 貞公御記、承平五年十二月廿九日、依少納言不參入無政云々、卅日、昨日依無政、賜太宰可警固官符、今日可捺印、然（令カ）今清方

大宰管内ヲ警固セシム

仰中納言、外記來云、參議已上申障、一人不參者、仰遣息子令參入、但中將大祓所上也、重候追儺事、子三剋始者、未有如此事、尋見外記之說、此日依左大臣仰（忠平）中納言扶幹卿參議當幹朝臣、就左仗座、即當幹就結政所、令請印官符三通云々、但今日、少納言各申障不參入、仍蒙左大臣宣、以左少辨相職爲少納言代云々、○江次第同シ、

左少辨ヲ少納言代ト爲ス

是月、前土佐守紀貫之、御屏風ノ歌ヲ上ル、

〔貫之集〕

○三 歌仙家集本 承平五年十二月、内裏御屏風のうた、仰によりてたてまつる、女すのもとにゐたるに、おとこ物いふ、さくらのはなさけり、



よそにては花のたよりと見えなから心のうちに心ある物を

是冬、醍醐天皇ノ更衣源周子卒ス、

〔日本紀略〕朱雀院 承平六年三月七日、丙申、奉使於伊勢大神宮、告齋内親王

雅子退出之由、是則遭母喪也、(周子)

〔北山抄〕六 定齋備忘略記 同五年十二月廿二日、今日可卜定伊勢齋王之由、(承平)

陰陽寮勘申畢、而依天平勝寶、天長例、前齋王入京後、可定狀仰畢、(雅子) 貞信公記

〔尊卑分脈〕嵯峨源氏

唱

〔女子〕周子、新古、玉葉作者、近江更衣左大臣高明公母、

〔本朝皇胤紹運錄〕

醍醐天皇

時明親王 三品兵部卿、母唱女、更衣源周子、

盛明親王 母唱女、○事蹟略ス、寛和二年五月八日ノ條ニ收ム、

勤子内親王 四品配師輔公、母同、

都子内親王 無品、母同、

雅子内親王 齋宮配九條殿、母恒德公母、

承平五年是冬

世系  
近江更衣  
ト稱ス



源高明 母同時明 ○事蹟略ス、天元五年十二月十六日ノ條ニ收ム、  
源兼子 母同時明

皇胤系圖

醍醐天皇

敏子内親王 母同時明

雅子内親王 母伊勢齋適師輔公

勅撰作者部類

女部

更衣源周子 近江更衣右大臣唱女

後撰集

秋中、  
近江、  
更衣

新古今

集 戀一、  
戀三、  
玉葉集

後撰和歌集

六歌中

母のふくにて里に侍りけるに先帝の御文給へり

ける御返事に、

近江更衣

五月雨にぬれにし袖にいとしく露置添ふる秋の佗しさ

御かへし

延喜御製

大方も秋はわひしき時なれど露けかるらむ袖をしそ思ふ

新古今和歌集

十三戀歌三

近江の更衣にたまはせける、

延喜御歌

醍醐天皇  
ラト贈答セ

歌什

儂くも明けにける哉朝露のおきての後そ消えまさりける

御返し

更衣源周子

朝露のおきつる空も思ほえす消えかへりつる心まどひに

玉葉和歌集

九戀歌一

近江更衣に給はせける、

延喜御製

うきてこそ流出つれど泪川戀しき瀬々にあはすもある哉

御返し

更衣源周子

思出てぬ時は無けれど下紐のなごけすのみ結ほる覽

○源周子、殿上賭弓ニ物ヲ獻ズルコト、延喜二年二月十九日ノ條ニ内

宴ノ陪膳ニ奉仕シテ禁色ヲ聽サル、コト、同三年正月二十二日ノ條

ニ見ユ。



是歲、日前國懸兩宮遷宮、

〔續左丞抄〕

日二 日前國懸遷宮事

日前國懸兩宮遷宮年限例略○中

昌泰元年  
遷宮ヨリ  
三十八年  
ヲ經タリ

昌泰元年

略○中

承平五年

三十八年

大中臣全名ヲ大神宮少司ニ任ズ、

〔類聚大補任〕

朱雀天皇

少司正六位上大中臣全名 月日任、在任六年、大司全

臣男、

御註孝經ヲ讀マセラル、

〔本朝世紀〕

朱雀天皇天慶元年十月廿四日、丁酉、主上去承平五年、以式部大輔藤原元

方朝臣爲博士、聞食御註孝經、侍讀雖了、未有竟宴、

郡司召、

〔北山抄〕

七郡都省雜事

天曆八年六月廿五日、大丞忠淳就下版、前例就上

版云々、外記承平五年私記云、就上版失也、

藤原元方  
博士ト  
爲ス

年末雜載

天文、

〔本朝世紀〕

六月六日、己巳、天晴、○中以申時雷鳴雨降、薄暮即止、

七日、庚午、天晴、臨晚雷鳴、雨降、

八日、辛未、天晴、晚雷鳴、

九日、壬申、天晴、臨晚須臾之間、雷少鳴、細雨降、仍止、

十五日、戊寅、天晴、晚景雷雨、須臾乃止、

廿四日、丁亥、天晴、晚景雷鳴、

佛寺、

〔東寺百合文書〕

○世山城古文書一之十六

東寺傳法供家牒 丹波國衙

欲被任先例、免除大山庄預、并庄子等臨時雜役狀、

在多紀郡、副官省符案、并國符案文、

庄檢校僧

平秀之

僧

平之

基勢豐平宗 沙彌法則

承平五年雜載

雷鳴

東寺傳法  
供家牒



備春丸 凡利春

丹波郡大山莊  
波多山莊  
紀法莊  
傳法莊  
及寫經  
料トス

莊預莊子  
等臨時雜  
役ノ免除  
ヲ乞フ

牒、件庄田、依承和十二年九月十日官省符、爲傳法料田、以其地子米、充用傳法并書寫一切經料、年序已尙矣、佛法興隆、尤在此庄、仍元來不付徵田租正稅、無有臨時雜役責、而得彼（庄力）解狀、備郡司（勘稱有）仰云、國衙仰云、官交易糸絹、調沽買絹國佃穎、官修理檜皮、丁馬之雜役、宜令仰仕者、因茲日夜無分寸暇、何奉仕御庄例事、望請、被牒送國衙、免除件雜臨時役、將奉仕御庄例事、牒送如件、乞也、衙察之狀、欲被免除、任先例、彼庄預并庄子等臨時雜役事、依功德莫以忍耳、仍副前司免除雜役符案文等、以牒、

承平五年十月廿五日

小學頭僧（目下同シ）定宿

檢校權少僧都、會理

僧禪□

別當大法師、神辨

僧

大學頭大法師、神鑒

大學頭大法師、貞救

公家、

〔本朝世紀〕五月卅日、癸亥、天晴、此日休也、

休日

日根伊子  
紀伊  
都持田  
郡持田  
嶋私田  
分狀處

處分、

〔大覺寺文書〕○山城


處分 私領田畠事

合陸拾町者、在（伊都）糸郡之內、持田嶋壹所、

四至、在本券面、

右田地者、日根秋重先祖相傳、領掌無他妨、而日根姉子處分、本公驗相副、所與如件、

承平五年六月廿一日

日根  ○本書用字ノ印  
十五顆ヲ踏ス、

生死、

〔扶桑集〕七 五嘆吟并序

源順

余有五歎、欲罷不能、所謂心動於中、形於言、々不足、故嗟歎之者也、延長八年

承平五年雜載

源順ノ母  
某卒ス



大秦廣隆寺ノ住ス

承平五年雜載

之夏失父於長安城之西○其條其歎一矣承平五年之秋別母於廣隆寺之

北其歎二矣○中詞曰○中

不可斯須母不存悲哉早別老衡門寧尋八里江聲遠只望孤墳草色繁年少昔思懷橘志痛深今戀折蓼恩堂中縱有秋風冷更爲誰人使席溫

九七〇

大日本史料 第一編之六終

# 補遺



蘇 齋

補遺目次

第一編之六

延長六年

十二月五日 大原野ニ行幸シテ、御鷹狩ヲ行ハセラル、條……………一三六  
年末雜載 調庸(新ニ一條ヲ加フ)……………一三九

延長七年

年末雜載 賣買(新ニ一條ヲ加フ)……………二二一

承平二年

十月廿五日 大嘗會御契ノ條……………六六一

補遺目次



第一編之六目次追加

延長六年

年末雜載

調庸

延長七年

年末雜載

賣買

第一編之六目次追加

第一編之六  
目次追加  
延長六年  
年末雜載  
調庸  
延長七年  
年末雜載  
賣買



補遺

第一編之六

延長六年

○十二月五日、大原野ニ行幸シテ、御鷹狩ヲ行ハセラル、條公卿補任ノ

〔李部王記〕

家○菊亭

延長六年十二月五日、大原野行幸、卯初上御輿、自朱雀

浮橋ノ構  
造員外鷹飼  
祇候ス

親王公卿  
等麴座袍  
ヲ著ス儀  
ヲ諸衛上儀  
ヲ服ス

門至五條、路西折到桂河邊、上降輿就幄、群臣下馬、上御輿、群臣乘馬渡橋、方舟其上  
數板、自桂路入野口、鷹飼到此持鷹、員外鷹飼祇候、武官著青摺衣者四人、摺衣  
徒伺所扈從也、

鷹飼親王公卿立本列、其裝束御赤色袍、親王公卿及殿上侍臣六位以上著麴  
塵袍、諸衛官人著褐衣、腹卷行騰、諸衛服上儀、府宰以上著腹卷行騰、悉熊皮、唯  
腹卷四位五位用虎皮、六位以下阿多良志及麁皮通用、無文皮者以上武官著  
小手、馬寮內舍人等同諸衛、鷹飼親王公卿著地摺布衣及袴、或木小襖子、餌袋、  
犬鷹著豹皮腹卷、及到野口、著狼皮行騰、四位以下同大井河行幸、



鶴人

鷹人

△朝膳ヲ進

中少將靈

劔ヲ捧持

仲連御前

料ニテ雄

料理ス

補遺 第一編之六

二

乘輿按行、出日華門、自左近陣(中カ)於朱雀門夫門就路、鶴人(深カ)院朝臣、伊衡朝臣、朝賴朝臣、在將前、鷹人茂春、秋成、武仲、源教、在公卿、鷹人陽成院(前カ)一親王、按察大納言(元良)、從獵卒行、至御輿墳、進朝膳、親王公卿著平張座、於墳頂眺望、已下召中少將、右權中將實賴朝臣、少將中正進持御璽、劔上降墳路、右兵衛佐仲連候御前、料理鷹人所獲之雉、殿上六位昇俎具、御厨子所進御膳、御臺二基、藏人頭時望朝臣陪膳、侍從以衡賜王卿僕、侍從手長益送、六條院被貢酒二荷、炭二荷、火爐一具、殿上六位昇之立御前、即解一瓶、至雉調所充供御、充公卿料、近衛將監役之、

○年末雜載ニ、左ノ一條ヲ加フ、佛寺ノ次頁、

調庸、

〔東大寺文書〕

四十九號

上野國群馬郡綱丁壬生常見解申進上調庸布菴等事

調庸布拾參端壹丈肆尺

上野群馬郡綱丁ノ解文

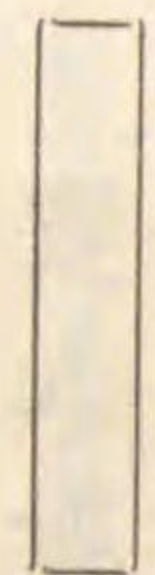
中男作物  
延長三年  
未進ノ調庸布菴

中男作物菴參拾貳枚半

右件調庸布菴等、去延長參年未進、所進上如件、謹以解、

延長陸年肆月肆日

綱丁壬生常見



如數、

知事「希與」

知事「延朝」

知事「慧光」

知事「○本書造東大印ヲ踏、願數詳カナラズ、

延長七年

○年末雜載ニ、左ノ一條ヲ加フ、佛寺ノ次頁、

賣買、

〔東寺百合文書〕

卷十之十二  
山城

七條令解 申立賣買地券文事

合地肆戶主

補遺 第一編之六

源市童子  
賣地券  
文ノ



戶主源理  
延喜錢ヲ  
以テ賣與  
ス

保證刀禰

補遺 第一編之六

在左京七條一坊十五町西一行北四五六七門

右得左京一條一坊戶主正六位上源朝臣理戶口同姓市童子辭狀稱亡父理給處分家地也而今以延喜錢拾貫文充價直賣與左京三條一坊戶主故周防(別筆ニテ、毀ノ字ヲ大書ス)掾正六位上安倍朝臣秀行戶口同姓良子既畢望請依式欲立券文者令依辭狀加覆審所陳有實仍賣買兩人并保證等勒署名立券文如件以解

延長七年六月廿九日

令從八位上穴太村主(自署下同)春真

賣人源朝臣市童子

相賣橘朝臣房子

買人安倍朝臣良子

相買散位正六位上布敷首常藤

保證刀禰

買人料

左近衛番長正六位上大原宿禰高平

內豎正六位上秋篠朝臣直平

散位正六位上忠宗朝臣有溢

右衛門少志正六位上佐伯宿禰忠生

職料家料  
ノ家券二  
通ヲ製ス

左京職判收家券貳通一通職料一通主料依延喜十二年七月十七日本券并同十九年四月廿一日處分帳判行同年十月十日、左兵衛督兼大夫伊勢權守源朝臣

大進藤原公豫  
少進橘

亮源朝臣

藤原

大屬櫻井觀藏

少屬坂本□□

高田實茂○本書左京職印二十六顆ヲ踏ス

(繼目、裏ニ、伯耆醫師外四人ノ自署アリ、其上ニ割印二顆ヲ踏ス)

承平二年

○十月二十五日大嘗會御禊ノ條六六一頁日本紀略ノ次

〔大嘗會御禊部類記〕

○九條家本

朱雀院 承平二年十月廿五日癸酉

外記々

承平二年十月

補遺 第一編之六



御前侍從

御前侍從三十六人  
供奉侍從八十二人  
諸衛督代四人  
留守二人

元慶八年  
大嘗會御  
禊記三卷

鴨川原御  
禊地ノ地  
圖ヲ作ル

諸衛ニ御  
禊行幸ノ  
由ヲ召仰  
ス

已刻行鼓  
ヲ打ツ

紫宸殿出

御出門

鴨川原頓  
宮直相殿  
ニ著御  
手與ニ召  
シテ御禊  
アラセラ

山城國司  
獻物ヲ捧

忠平殿内  
ニ侍ス  
節下大臣  
代仲平

補遺 第一編之六

七日、乙卯、(奉書)御前侍從定大臣於西式曹司、諸卿共定大嘗會御禊日、御前侍從等差文、加封給外記、(忠平)

八日、丙辰、大納言保忠參入、被奏昨日差文、即給外記、御前侍從、親王已下五位已上卅六人、供奉、親王已下五位已上八十二人、諸衛督代四人、留守二人、其交名遣差文、

九日、丁巳、召裝束司主典水方盛、給御禊御前、并供奉侍從以下差文四卷、又陰陽寮勘申御出門日時等勘文同給之、又右辨官史生貞行參向、大嘗會御禊記文三卷、(給力)一局元慶八年裝束司記文、二局同年前後次第司記文、

廿日、戊辰、左大臣就式曹司、改定來廿五日御禊供奉人等申故障替、又中納言恆佐卿以下、并裝束等官人等、臨東二條鴨川原、點地作地圖、進御曹司、廿一日、己巳、大納言仲平卿就左仗、召中務少輔藤季方、仰補侍從々四位上源兼明了之由、召裝束司主典水方盛、仰改替諸衛督代之由、

廿三日、辛未、大納言仲平卿著左仗、被召仰諸衛、來廿五日御禊行幸之由、右衛門少尉藤明方著烏帽褐衣候陣頭、然而依事急、外記傳仰之、右近衛不參、廿五日、癸酉、天晴、依大嘗會、皇帝行幸鴨河、有御禊事、皇太后同與、出自建春門

南行、出美福門東掖門東行、(同脫)寅二點裝束鼓打、四點到陣鼓打、辰四點進、已一點行鼓打、前自後次第司等、建春門南北立行列、侍從所西門北掖去三許丈、

立節下大臣床標、次少納言、其後左右外記座標、自餘諸司標、(行列記)已二刻、天皇御紫宸殿、親王公卿列立、次少納言源朝臣與平、率主鈴大舍人等、自日花門參入、請印鈴櫃立御前、依神事不奏請鈴狀、同三刻御與、(皇太后)不稱警蹕、即出日花門、宣陽、建春等門、五位已上出建春門前乘馬、左右相、

御前南行、出自美富門、二條大路躰留御輿、此間諸司諸衛乘馬、午三刻御二條末鴨川原頓宮直相殿、御鈴印進置直相殿北方、申一刻召手與御禊殿、御輿退出、侍同殿右西方、主殿寮官人二人、著紅染布衣、各捧平散候手與北方、(南面)次神祇小史占部茂行、(宮主)捧御祓物、率下部等於禊殿參入、次親王已上參議已上、起幄座參著禊殿南方、(右近陣前)同二刻御禊了、即還御直相殿、(同此度)同三刻御障子御座、諸陣立稱警蹕、即居次御膳益供、同四刻山城介豐原宿禰貞村僚下、并右近衛騎射府生已下近衛已上、其令捧獻物、列立御前、其員卅人、八

捧、(被物)類捧國司高坏物、(近)即退出付進物所、左大臣侍殿内、即角平敷座、召左近少將平朝臣扶宣、親王已下五位已上見參、早可進之、即節下大臣代大納言



神祇大副  
奧生大副  
ヲ捧グ  
紫宸殿ニ  
還御  
供奉人ノ  
裝束  
祿ヲ給フ

御禊ノ女  
官數ヲ定ム

藤仲平卿仰外記、大外記矢田部公望、插見參於文刺奉之、大臣代取之、參自直相殿南方、跪付內侍令奏、次縫殿寮昇祿之櫃十二合、運立殿巽角等、時中務少輔藤朝臣季方、於御前唱親王已下各(各方)一々進御前御祿(給之)、親王納言白褂(參議)、紅其不足處、此間諸陣并主殿炬火、酉一刻天皇還宮、雅樂奏音樂、至御建春門、神祇大副大中臣朝臣奧生、捧大麻候御輿北方奏之、御南殿即少納言奏進鈴之由、親王以下分散、但前後次第使文官、申宣旨帶劔、長官已下主典已上、皆乘飭馬、親王已下五位已上、皆著位袍、諸官人已下著紅染布脇開衣、裝束使并外記已下官掌已上、皆著藍染縫脇衣、諸衛將監尉等著細布紅染衣、將曹志等著同染衣、以墨摺之、府生苺安染紫摺衣、番長已下近衛門部、皆青摺衣、惣著熊行騰又裝束使、幄前外記史內記史生官掌召使并神祇官人已下給祿有差、(外記各)綿十屯、史生各七屯、官掌召使各五屯、使部等各二屯

眞信公御記

承平元年十一月十七日、御禊大嘗會等料、可別物事、召左中辨、梅壺給宣旨、竝仰下符諸國、明春可令開田之事、但先案官符可令見者、  
承平二年九月四日、參向職曹司、定御禊女官數等、

御禊ノ日  
時等ヲ勘  
ヘシム

御禊裝束  
司ヲ定ム

御禊裝束  
使始ヲ膳  
主基所膳  
部回文ヲ  
送ル

悠紀所膳  
部ハ一人  
ヲ増ス

御禊次第  
使始ヲ膳  
ヲ行フ

明日行幸  
願ノ爲ニ  
祈ス

承平二年九月廿一日、可令勘御禊日時、出門、竝方發鼓聲時等事、又可勘十一月朔當卯日年、行新嘗會例事、仰久永、  
承平二年九月廿六日、職曹司定御禊裝束司等、申刻烏喫拔時、  
承平二年十月廿五日、行幸東二條末河頭御禊、其儀如例、但中宮同輿、  
(皇子)  
式部卿親王記

承平二年十月

二日、御禊裝束使、初於太政官東廳行事云々、  
六日、大嘗會主基所、送膳部廻文云、青摺信乃布二丈、自行事所可受者、其數二品四人、三品三人、四品二人爲法、  
七日、悠紀所送膳部廻文、其數二品四人、三品四品各三人、即問其由、使云、先例左方增一人、是日悠紀主基所禊定齋場內院處、(十日始)  
十一日、御禊次第使、初於昭訓門南廊外行事、  
十三日、主基由加物、并造酒兒參著齋場、  
廿四日、公家爲明日行幸、欲於七个寺修諷誦、而卜不吉、仍令貞崇律師祈願云々、







乘燭還御  
ルアラセラ

從車十餘乘、左大臣家有檳榔、車六兩其一金、今日無內親王扈從、諸司皆无五位官人、申刻修御禊、乘燭還宮云々、

御禊日彈  
正臺番上  
ヲ率キテ  
糺彈ヲ行

廿八日、臺疏國真實申云、依先（靈正尹重明親王）日仰去廿三日差疏利尙、聽次第司處分、而自長官不參、空以還向、爰廳定差真實、就次第司長官右衛門督家清進止、長官報云、檢圖不見番上、抑臺所定如何、真實答云、臺記文云、糺彈如常云々、又今上隊仗內有非違、彈正不辨行、姓名聽、就仗頭、同經司云々如件、又可行糺彈、其行糺彈、必須番上、仍齋王禊日引番上、長官云、須令明日間相定、將仰其由、真實云、行幸之期近在明後、早不承定者必可致怠、若不具番上往、當日承可引之由事亦難備、然則未定之間、暫具番上、當時奉宣、停止可宜、長官云、理可然、須未定之間、可具番上也、即蒙彼仰、廿五日引史生二人、臺掌二人、使部等、爰次第司主典民部少錄布勢久文來、教正不可具番上之由、真實報云、有宣旨歟、主典云、有諸司可聽次第司仰之宣旨、真實云、臺奉臨時別勅、不承辨史傳宣、已存條式目、非官人進奉日上口宣、可不輒承有須、次第司又差主禮、告云、長官仰、今日唯可奉仕御前、不可行糺彈、早可止番上、真實報云、長官可召臺官仰勅旨、至于傳宣有法不承、即仰臺掌加教正、其後無召仰官人、爰臺具番上、終日行糺彈如常、又諸司六

臨時別勅  
ノ下宣旨ト  
輕重ト

位不結馬尾、唯臺結之、亦無間然者、  
卅日、公家修大祓云々、

大祓ヲ修  
ス



昭和三年七月十七日印刷  
昭和三年七月二十日發行

(大日本史料第一編之六奧付)

豫約價金七圓

著作  
所有

編纂兼  
發行者

東京帝國大學

印刷者

西濃印刷株式會社岐阜支店

發行所

東京帝國大學  
文學部

史料編纂掛

電話小石川(85)七〇二番  
四〇二番



大日本史料  
大日本古文書  
既刊目錄 (昭和三年七月現在)

第一編(平安時代)	第一卷至第六卷	宇多天皇仁和三 年八月ヨリ 朱雀天皇承平五 年十二月ニ至ル	六册
第二編(平安時代)	第一卷	一條天皇寬和二年六月ヨリ 正曆四年六月ニ至ル	一册
第三編(平安時代)	第一卷至第二卷	堀河天皇應德三年十一月ヨリ 寬治七年九月ニ至ル	二册
第四編(鎌倉時代)	第一卷至第十六卷	後鳥羽天皇文治元年十一月ヨリ 仲恭天皇承久三年七月ニ至ル	十六册(完)
	補遺(別冊一)	建久四年正月ヨリ 建仁三年十二月ニ至ル	一册
第五編(鎌倉時代)	第一卷至第六卷	後堀河天皇承久三年七月ヨリ 後醍醐天皇元弘三年五月ヨリ 喜三三年十月ニ至ル	六册
第六編(建武中興及南北朝時代)	第一卷至第廿三卷	後醍醐天皇正平十六年十二月ヨリ 後村上天皇正平十六年十二月ニ至ル 後光嚴天皇康安元年十二月ニ至ル	廿三册
第七編(室町時代)	第一卷	後小松天皇明德三年閏十月ヨリ 應永二年三月ニ至ル	一册
第八編(室町時代)	第一卷至第十三卷	後土御門天皇應仁元年正月ヨリ 文明十三年十二月ニ至ル	十三册
第九編(室町時代)	第一卷	後柏原天皇永正五年六月ヨリ 同六年九月ニ至ル	一册
第十編(安土時代)	第一卷	正親町天皇永祿十一年八月ヨリ 同十二年一月ニ至ル	一册
第十一編(桃山時代)	第一卷	正親町天皇天正十年六月ヨリ 同十一年七月ニ至ル	一册
第十二編(江戸時代)	第一卷至第廿七卷	後陽成天皇慶長八年二月ヨリ 後水尾天皇元和三年八月ニ至ル	廿七册



東京帝國大學  
史學部  
圖書室



工C-89

# 大日本古文書

## 編年文書

第一卷至第六卷 大寶二年十一月ヨリ  
寶龜十一年ニ至ル

第七卷(追加一)至第十七卷(追加十二) 和銅元年七月ニ至ル

## 家わけ文書

第一 高野山文書

第二 淺野家文書

第三 伊達家文書

第四 石清水文書

第五 相良家文書

第六 觀心寺文書

第七 金剛寺文書

第八 毛利家文書

第九 吉川家文書

第十 東寺文書

第十一 小早川家文書

## 幕末外國關係文書

第一卷至第十九卷 嘉永六年六月ヨリ  
安政五年四月上旬ニ至ル

附錄之一至四

二

六册

八册(完)

十一册(完)

六册(完)

二册(完)

一册(完)

一册(完)

四册(完)

二册(完)

一册(完)

二册(完)

十九册



